

1. 平成30年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成30年6月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

岡 文 男

議会事務局
議会総務課
係 長

兼 山 美由紀

議会事務局
議会総務課 長
補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には連日御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄君、16番 渡辺友三君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問させていただきますのは、前回、3月議会でちょっと時間切れで残してしまいました子育て応援事業の充実と、もう一つは清流長良川の鮎のことにつきまして、大きく2項目でございます。前回は大変時間がなくて質問を残してしまい、大変申しわけございませんでした。改めて今回お願いいたします。

子育て応援事業、我が郡上市は、かなり充実した応援事業を実施しておるところであります、男女共同参画の条例もつくっていただき、夫婦が協力をして出産、子育てに頑張っていただくと、そういう体制も少しずつつながりでき上がってきているのではないかと思います。

しかし、やはり依然として出産から子育ては、母親に負うところが非常に大きいとは、これは現実であります。

また、最近の出産、子育てにつきまして、郡上市はまだいいほうかもしれませんが、どちらかと

いうと家族からも地域からも割と距離を置いたといいますか、あるいは隔てられた中での営みが多いかと思います。

そうした中で、勢い子育てに悩んでしまったり、息詰まったり、こういうお母さん方も多いのではないかと思います。

この前も幼い女の子が両親の虐待を受けて亡くなってしまって、本当にあの笑顔を見るだけでも涙が出るような思いでございましたけども、ああいう事態もひょっとしてそういう社会や家族から離れたところというところもあるかもしれません。

私は、そういう意味では、やはりこの市の事業も含めて、出産、子育てが家族やあるいは地域の社会みんなで支援をしながら、温かい見守りをしながら営んでいただけるように、つくっていきたいと思っておるわけです。

今までも市の事業の中には、いろいろ御苦勞をされた方に対するねぎらいの事業があります。例えばお年寄りの方には敬老の日に、あるいは家庭で介護をされている方には介護のねぎらい、こういうのがございます。慰労金です。

それと同様に、もう一つ、頑張ってこられたお母さんに対する、ママに対するねぎらいの事業を始めてはどうかと思うわけであります。

これは、家族に対するねぎらいといいますか、そういうメッセージを家族に送ると同時に、地域に対しても、市としてはこういう応援をしていますよと。そういうメッセージにもなるのではないかと思います。

今、お子さんが1歳半になったときに健診がございますけども、その折にはささやかなねぎらいの商品券なり何なり、そして市長さんからの励ましやねぎらいのメッセージを添えてプレゼントするというのはいかがでしょうか。これについて市長さんの見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今お話がありましたように、郡上市にとって次の世代を担う子どもさんを健やかに産み育てるということは、非常に大きな課題であるというふうに思っております。

平成25年度までぐらいは、年間の出生実数が、その年によって若干の上下がありますがけれども、300人台を確保していたということがありました。

そういうことで、いろんな子育て施策が功を奏しているという思いもあったんですが、平成26年度になって、突如267人という形で出生実数が落ちました。

そしてその後、27年も272人、そして28年度は若干回復して281人、そして昨年度は再び、平成29年度は263人という形になりまして、これはどうしてだろうなというふうに考察をしてみますと、

郡上市の一人の女性が一生の間に出産をする子どもの数という、合計特殊出生率というもので見ますと、むしろ高いということなんですけれども、これはやはり平成25年度までぐらいの郡上市の出生を支えていた第二次ベビーブームの世代のお母さんたちが、ほぼ出産可能適齢年齢を退出して上の年齢に行かれるという、そしてその後に続いて母親層となる人たちの数が非常に減ってきたということが大きな原因だろうというふうに思います。

そういうようなことで、確かに野田議員がおっしゃるように、郡上市にとって子どもを産み育てるということは、全市的にも大きな課題であるし、そしてそれを担ってくださる若いカップルあるいは母親の苦労というものを、私たちは大きく評価し感謝しなきゃいかんというふうに思っております。

今、第三子以降の子どもさん、子育ての方には、特に経済的負担が大きいでしょうということで、年間10万円の商品券を小学校に上がられるまでの6年間、差し上げて頑張ってくださいねということを行っているわけなんですけど、この制度をつくるに際しては、それまであったいろんな出産祝い金とか、そういうようなものを制度を考察をして、この制度に変えたといういきさつもあるわけがあります。

しかし、そのときはそういうふうに判断しましたが、これだけ出生実数が減ってくると、やはり仮にこれは第一子であろうと二子であろうと、子どもを産み育てるということは大変なことで、そのことに対する、私たちとしても一つの感謝を、あるいはねぎらいということをやるということは、大切なことかというふうにも思います。

したがって御提言の趣旨は十分わかりますので、これから次の子育ての計画等も策定の準備を進めております。郡上市子ども子育て支援事業の計画についても、平成31年度には策定予定ということで、そういうとき、それに際していろんな子育て世代の方のいろんな実態調査とか、どんなことをお考えかというようなことも調査をするつもりでおりますので、そうした子育て世代の方々の御意見もよく伺いし、どんな形でその労をねぎらったらいいのかということをも十分検討をして、なるべく御提言の趣旨に沿うような何らかの手だてを講じたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。大いに期待をしながら、次のステップを待ちたいと思います。

それでは、第2項目に参ります。

初めにお願いをしたいんですが、この大項目2は、全部で小項目が3ありますが、1と2を失礼ながら連続して質問させていただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

昨日は、5番議員のほうから清流の維持をどう図っていくのか、そういう趣旨の質問がございま

した。私もそれを受けてといいますか、別に相談をしたわけではありませんけども、その後、長良川の鮎の問題です。広く鮎の問題を全般的に取り上げてみたいと思います。

お手元に関係部署から詳細な表を提出していただき、まことにありがとうございます。大変よくわかる一覧表でございますので、後からこれについての説明もあると思いますが、まず第1点の質問でございます。

折しも今月の3日の日に解禁になりました。私も大変好きなほうですので、午前中ぐらい行ってまいったんですが、なかなか思うようには釣れません。友釣りは夏の郡上の各地の踊りとして鮎、これは夏の郡上の風物詩2つです。観光立市には欠くことのできない大事な資源だと認識しております。

以前、まだ私が若いころですが、とにかく解禁日というと、よく言うのに、大げさですが、拾うように釣れた、こういうのが相場だったんです。ところが、今はなかなかそうはいかないです。いわゆるつ抜け、つ抜けというのは、一つ、二つと数えていくと、九つまでがつがつしている。10からはつがつかないので、つ抜けというと、2桁釣ることになるんですが、つ抜けがなかなか難しい。こんなような事態になっております。

加えて鮎が小さくなってしまふ。十数センチどまりで、20センチを超えるのがなかなか釣れないということです。

こういう問題とか、釣れないということは鮎が追わない、縄張りをもって追わないということになるんですが、こういうこともよく言われるようになります。

おまけにそれに加えて、マイナス材料というのは冷水病という特有の病気、ことしも解禁日には、ざっと見渡して五、六匹は死んでいました。これは見渡して五、六匹ですから、広範囲の川ですと、相当量が死んでおります、そういうふう to 想像できます。

こういう事態を何とかしていかなきゃならんというのが、かねがね私、思っておったことです。これは観光立市郡上にとっても大きな問題点であり、マイナスであると思います。

そこで、まずとりあえず、長良川水系あるいは郡上における鮎の漁獲の推移はどうかということをお尋ねしたい。ふえているのか減っているのか、その量はどれぐらいなのかということです。

加えて、釣りにいらっしゃるお客さんといいますか、釣り人はどう変化してきているのか、こういう数的なところを明らかにして、次の議論へ参りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、4番議員の御質問に御回答いたします。

お手元のほうにこういった資料が配付されておりますので、こちらをあわせてごらんいただきたいと思います。

この表でございますが、郡上漁業組合のほうへ行きまして、そちらのほうから資料をいただき、これに岐阜県のほうで河川魚類動態調査を行っておりますので、その調査の数値を加えて一覧表にしたものでございます。

数値の集計方法などにつきましては、下段のほうに記載してありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

また、鮎が小さくなったというようなことにつきましては、郡上漁協のほうの笠野組合長さんからもお話を伺っておりますので、あわせてこれについてもお話したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、初めに鮎の漁獲量のほうからですが、まず岐阜県全体の長良川水系のほうの漁獲量はどうかっているのかということをごらんいただきたいと思いますが、表の一番右側にあります鮎の漁獲量、米印の7番というところでございます。

河口堰の運用が開始されたのが平成7年7月ということをお伺いしております。それで、平成6年を見enいただきますと、ここにちょっと網線がかけてあると思うんですが、64万1,400キロでございます。以後5年おきに、11年が33万2,800キロ、16年が18万200キロ、21年が32万1,200キロ、26年が29万2,000キロ、そして一昨年の28年が24万5,000キロとなっております。

詳しく見ますと、平成6年以降、平成16年まで年々減少いたしまして、最低値がこの平成16年の18万200キロということになっております。

翌年の平成17年以降は、増加傾向でございますが、平成20年が最も多く32万3,200キロということになっております。この年ですが、米印6の中央のほうに遡上量があるわけですが、平成20年は遡上の鮎が一番大きい年でございました。

こういった数字であります、最大でありました平成20年のこの数字でございますが、運用開始前の平成6年と比較しますと、約2分の1の数字ということになっております。

次に、郡上漁業協同組合管内分だけの漁獲量というものを見たいと思いますが、これについては米印の3番ということで、鮎のと書いたところの下にございますが、その数値でございます。

長良川水系全体の約2分の1が郡上漁協の漁獲量になっております。河川の堤の運用開始前の平成6年が25万4,569キロで、以後5年おきに平成11年が17万1,771キロ、16年が12万1,907キロ、21年が17万9,249キロ、26年が12万6,876キロで、昨年、一昨年の平成28年は11万8,460キロとなっております。

河口堤の運営開始と比べ、やっぱり漁獲量は減少しております、平成17年が10万2,996キロということで、これが最低となっております。

平成7年以降の河口堰開始以後ですが、一番漁獲量が多かった年は遡上量が最も多かった平成20年、19万5,614キロということになってます。長良川漁協だけでも、運用開始前の平成6年の漁獲

量と比較しますと、約4分の3ほどの漁獲量に落ち込んでいるということになっております。

続きまして、集荷量のほうでございます。どれだけ集められて、どれだけ出荷したということでございますが、この表でございますと、米印の4番、5番です。出荷サイズ別については、集計がなされておきませんので、この数値から鮎のサイズがどのように変化しているかがわかりませんが、平成18年に郡上鮎の地域団体商標が登録されまして、また平成19年には全国利き鮎コンテストグランプリを獲得されたということで、鮎が高値で取り引きされるようになりまして、平成18年以降は出荷量も増加しておりまして、また平成27年に長良川の鮎が全国農業資産に認定されましてからは、知名度が上がりまして、さらに出荷量がふえている状況となっております。

次に、郡上漁協の組合員と市外から来られた遊漁者の数の推移でございますが、まず組合員の方ですが、一番左に載せてございます。平成11年の8,742人が最大で、以後全体的に減少しておりまして、昨年の平成29年は30%減の6,190人となっております。

年齢構成もちょっとお伺いしたんですが、60歳以上の方が約60%を占めておりまして、平均年齢は現在六十二、三歳と、年配者が多くなっている状況ということでした。

遊漁者につきましては、平成6年が19万人と最も多く、毎年ばらつきがあるものの、全体的に減少し続けていると。昨年は平成6年の3割以下になる5万2,744人となっております。

なお、漁協さんのお話によりますと、遡上が多くよく鮎が釣れる年は、遊漁者も多くなるそうでございますので、よろしくお願いします。

そして、放流している鮎の稚魚のほうなんですが、表の中ほどの右側にございます鮎種苗取引先別の放流量にありますように、河口堰の運用開始前から、県の漁業センターと琵琶湖産種苗を利用しておりまして平成10年代ごろには、和歌山の海産鮎ですとか、群馬産の鮎も放流していましたが、現在では長良川水系の生態系の保全ですとか、冷水病対策を考慮いたしまして、そのほとんどを県の魚苗センターの人工種苗を利用されておられるそうでございます。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。なかなか興味深い数字が並んでおりまして、いろいろ考察ができるわけですが、時間が余りありませんので、以上のことをもとにしながら、次の質問に移らせていただきます。

表の上から4段目のところの境の河口堰の影響というのは、歴然としていると、これは誰しもが当たり前といえば当たり前、影響がないわけがないということは想像できるんですが、数的に見ても歴然としております。

以下、ずっと復活はしていない。途中で、先ほどありましたように、平成19、20、21のところ、

一つのピークがありますが、これは漁協さんの努力によって人工ふ化放流が始まった年です。河口堰の下流へ放流している。これは、後から申し上げますが、大変大きな影響を持つわけです。

さて、次の項に参りますが、これからもこの平成5年や6年あたりのように、こういう長良川郡上の鮎に戻していく、復活させていく、これからも鮎がおいしいのはたくさん取れるというのが、私たち郡上の願いだと思います。

観光資源としてこれが低迷するようでは、やはり大きな損害になっていきます。

さて、その解決には、先ほど申しましたように、やはり河口堰の問題は避けては通れない。ところが、いろんないきさつがありまして、この前のあゆパークの食事の中では、いろいろありましてという言葉がはやりましたけど、はやりましたなんていうと、大げさですけど、いろいろありまして、河口堰については、どちらかというと、タブー視されてきた。私はそんなふう思うわけです。

心の中ではいろいろ思っておっても、なかなか言えない。こういう向きがあるんですが、私はその辺をきょうは打ち破ってまいりたいと思います。

そこで、結論的には、私は市長さんを初め郡上市は、声を出していきたい。出していきたい。その理由を今から5項目述べます。なぜそう思うのか。

まず第1点は、今ありましたように、鮎の回遊が、鮎の回遊というのは、ほかの魚にはない川から海へ海から川へという回遊です。これが途切れたら、鮎は絶滅しますので、だからダムが途中にあるところはそれができませんから、放流のみになります。

この長良川は、本当に幸せなことに、途中でダムがなかった。本流にはなかった。これが本当に自慢であり、大切な遺産であったんですが、とうとうつくられてしまったわけです。

よくこの鮎を語るときには、遡上を問題にします。例えばこれは独立行政法人水資源機構というところが発行している。ネットからとったんですが、こんなにも遡上してますよというグラフを出しています。

これを見ると、一番古いのでは平成7年からです。ちょっと見ていただきたいですが、平成7年というと、河口堰がつくられた年なんです。それ以降しか載っていない。以前は載せていないです。なぜかしら、やっぱりぐあいが悪いんでしょうか。

この遡上というのが、こうやってグラフ化しながら、発表しながら、観察会までやられているんですが、鮎は先ほど言いましたように、小さな目に見えないぐらいの小さな卵です。鮎の卵って、これがふ化して、まだ自分では泳げません。それが流れに漂いながら海へ行くんです。川を流れている間は餌がありませんし、取れませんから、彼らは自分の中にある卵のうというので栄養をとりながら、早く海へ下らなきゃならない。海にはプランクトンがいますから、成長できる。これが決定的に大事なことなんです。

ただ、その卵のうの中には、ある栄養は大体5日から1週間しかもたない。河口堰でとめられた

水は、5日から1週間以上とどまっております。

これは生きていけないんです、鮎は。だからそこで大部分は死滅する。天敵に会って食べられてしまうのもあるでしょうし、あるいは辛うじて堰を超えて下に落ちた鮎は、浸透圧の関係で死ぬことが多いらしいです。落ちたところは海水濃度がありますから。落ちる前は淡水ですから、そんないろんな事情の中で、実を言うとあの河口堰の手前でほとんど死滅してしまう。

だから、河口堰を超えて人工放流してやれば、遡上がふえるんです。これは証明されたんです。

こんなことで、河口堰の有害性、鮎にとっての有害性はもう歴然としているんですが、もう一つは、この河口堰があることで、鮎の流下も遡上も何もかもおくれるんです。鮎はおくれればおくれるほど成長がおくれますから、当然ながら、早く餌の豊富な上流の珪藻を食べるように遡上しなきゃならないですが、小さいまいつまでも漂い、そして上流に上っても小さいのは縄張りをようつくらない。こういう悪循環がやっけてまいます。

いつまでも十数センチの小さなのが、群れをつくってなごんでいるのがよく指摘されますが、これはそのせいです。

ところが鮎は1年で終わりですから、性的な成熟が小さくても、成熟しているんです。だから小さいのが産んだ卵はまた小さくなっていて、種としてはどうなのか、もう尺鮎なんて、そんなものはおるんかと。夢の話になってしまう。要するに鮎全体が小型化していくという、もうこれが始まっているのではないかと私は思います。

もう待っている暇はないと思います。これが第1点目であります。

二つ目には、ここ二、三年のうちに開門に向けての機は熟しつつあると思います。今までタブー視されてきたんですが、もうそんな時期は終わったと、ちょっと大げさですけど。

例えば県は、「清流の国ぎふ」というスローガンを掲げていろんな取り組みを始めています。清流の国ですから、我が郡上市は観光立市郡上で、その大事な資源であります。これを掲げているんです。

当然ながら、その実現には長良川清流の鮎も含めて復活、これが欠かせません。二つ目には、この前、いみじくもあゆパークのオープンセレモニーで古田知事がお話をされました。皆さんもお聞きになったと思いますけれども、簡潔に言いますと、イタリアの世界大会で農業遺産、プレゼンをされた。そのときに、御自身が世界遺産には認定されたが、これからどうするかが問題だと。

私、それを聞いたときに、皆さん方はどうかわかりません。私は、知事さんは、河口堰の存廃が問われることになるぞと言外に言われたんではないかと思ったんです。認定されたはいいわ、これから河口堰どうするんやと、これが問われているんだというふうに私は受け取ったんです。

だから、内心恐らく何とかしたいなと、これは私の希望的な気持ちなんです。

だから、もしこの最上流部の郡上市のほうでそういう声を上げていけば、知事さんはきっと内心、

よくぞ言ってくれたと思われんんじゃないかと、私は期待をしておるんですが。

まだほかにも、例えば今から2年前ですか、3年前ですか、15年だったか、岐阜市が天然鮎は準絶滅危惧種であると宣言しました。御記憶がありますでしょうか。そうしたら、この風評を恐れて、漁協の関係者の方が猛反発をされましたけど、これは当然かといえば当然かもしれません。

しかし私は、岐阜市の宣言は間違っていないと思います。放流がなかったら、本当に絶滅しています。

それから、愛知県が、開門を国に対して意見書を出しました。質問状です。これもたしか2015年だったと思います。

それに対して国からは、膨大な反論といいますか、答えが出てきたということなんですが、愛知県はそれについての検証委員会まで設けて検討している。

だから、岐阜県も岐阜市も愛知県もまたその周辺の恐らく三重県もそうだと思いますけど、内心は何とかしたいと思っているものと私は思っております。

さて、世界遺産に登録された。これは3番目ですが、これは御存じのことで、多くのことを申し上げる必要はありませんけれども、世界遺産、清流長良川の鮎が認定されたということも、大変大きな契機になると思いますし、と同時に、この遺産については、上中流部に限定されているところに、私は問題があると。下流部が除外されているというのは、河口堰があるがゆえに、もしあれがなければ、全流域を指定するはずです。

だって、鮎は海まで回遊していくんですから。それを含めたものでなければ意味がない。

4点目でございます。御存じのように、この河口堰、当初は利水、特に工業用水が目的でした。

ところが、高度成長期が終わり、もう水は要らんよということになって、建設の必要性がなくなったところで、降って湧いたのが、治水目的です。洪水防止です。風が吹けばおけ屋がもうかるごとく、河口堰をつくって洪水を防止する。えっ、あんなもの川の中につくってええんかしらと、私は素朴に思いましたが、洪水のときにはかえって危ないんじゃないかと思ったのは私だけでしょうか。

その利水の目的で、今は予定の利水量の16%を上水道に使っているだけです。どこで使っているかというと、何と知多半島なんです。そして三重県の中南部です。えらい遠いところまで導水をしていって、本当は要らない水を使わされているというのが正確なところでしょう。ちょっと語弊があるかもしれません。

大部分、86%は使っていない。でも、愛知県、三重県、名古屋市は負担金、約100億円を負担をしている。何という無駄なこと、おまけに建設以来、約四半世紀になりますので、ぼちぼち設備の更新が必要です。ゲート一つが数千万円の更新になります。こうした事態を考えても、これは存続すべきではない。

5 番目です。先ほど申しました治水目的が加えられて、今端的に言いますと、唯一のこの河口堰を維持する目的が塩害防止になっているということは御存じだと思います。

ところが、この塩害については、河床をしゅんせつすると、上流まで海水が遡上する。そうすると、塩水用水水にとってしまうから、堰が要るんだという理屈ですが、多くの学者は起こらないよという、発表しています、見解を。

これは、起こるか起こらないのかは、検証してみなきゃわからないんですが、1 回も検証はされておられません。

どこまで塩水が遡上し、取水口から本当に取り込まれて塩害が及ぶのかということは、1 回も検証がない。

今、技術が発達していますが、取水口に塩分センサーを取りつければ、簡単にこれはチェックできます。ですから、少なくとも、この塩害防止を声高に叫んでいる方々にも私は申し上げたいんですが、その検証だけはしてはどうか。影響がなければ開門できるはずだ。影響があれば、これはやむを得ない、とりあえず閉めましょう。これはできるはずです。こうしたことを含めて、ぜひとも開門の方向に向かっていただきたい。

漁業補償を受け取ってしまった、しからばこのまま黙って、この事態を今後とも甘受するのか、どこかでピリオドを打ちながら、この開門に向けての動きを始めるのか、私は重大な問題だと思います。試験的な検証を含めて、河口堰の開門を目指すように、我が郡上市からできるだけの声は上げていただけないでしょうかということを申し上げて質問いたします。市長さんのお答えを期待しております。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 長良川河口堰について、主として鮎の問題に関連づけてお話がございました。

そしてまた、今、何らかの試験的な開門、あるいは全面的な開門等に向けての動きをすべきだという、その論拠について、5 点にわたってお話がございました。それぞれいろいろと私も納得をするところがございます。

おっしゃっておられますように、鮎というものは、自然のものでありますから、その自然の生態系を何らかの形で変化をもたらす巨大な人工物が河口にできたということは、これは鮎あるいはサツキマス、その他いろんなものにとって、決して自然のことではないということは、誰もが認めることではあるというふうに思います。

しかし、今最後の 4 点目、5 点目等でお話をされました。当初は確かにおっしゃるように、これは事業主体が水資源公団というところ、当時の、今は水資源機構ですか、という形になっております。あくまでも、やはり主体が当時の高度経済成長時代における水資源の利用ということに、大きな主眼があったことは事実であろうかと思えます。そしてそれが、当初確保されたそうした利水の

利水権というものが、おっしゃったように、現在、当初予想されていたように使われているわけではないということも事実であります。

が、最後のこの塩水の問題でありますけれども、これは私も岐阜県職員に在籍していたころから、この問題については、多少いろんな意味で関係することもあったんですけれども、やはり検証、塩害の問題等について、確かにさらに検証する必要はあろうかと思いますが、あの地域にとって、長良川というものの河口部分の近いところに、長年にわたって川底にたまったマウンドと称する、非常に川底に高い部分ができている。それが洪水とかいろんな出水をしたときに、河川の水の流下を妨げる大きな理由になっていて、そのことが非常にいつもあの地域にとっては、洪水の恐れといいますか、あるいはそういうことに非常に大きな課題になっていたということも、事実であります。

今そういうことで、実際には、長良川の治水能力を高めるために、マウンドを撤去された。そのマウンド撤去が可能になったのは、河口堰によって、先ほどおっしゃった塩水の、一説によると、河口から30キロまでは塩水が遡上するだろうというふうに言われておるわけですが、そういうものを防ぐことによって、マウンドのしゅんせつ、そしてマウンドをしゅんせつしたことによって、非常に河川の水が速く流下をするようになって、洪水の心配が大きく減じられたと、こういうふうに説明をされるわけであります。

そういうことで、この確かに河口堰の問題は、鮎にとっては大きな問題でありますけれども、また他の観点から見た場合には、やはり今必要となされているという面も一概に否定はできないというふうに思っております。

いろいろ論評を並べられて論じられましたけれども、確かに今、そういう相当の期間がたって、検証をする必要はこれからあろうかというふうに思います。この間の知事のお言葉が、世界農業遺産になって、これからは大事なんだというふうにおっしゃったことは、野田議員がおっしゃったようなことまで含めておっしゃったのかどうかはわかりません、私には、県もいろんな立場がございます。

あの地域の洪水の安全を守るという立場もございますので、わかりませんが、県も含めて、こうした一定の期間がたった中で、さらに常に河口堰の運用というものの、あるいは今後どうするかというようなことについては、いろんな議論がされ、科学的な議論もされて、検証されていくべきだというふうに思っておりますので、私たち上流の地域の郡上市としても、重大な関心を持って見守っていきたいというふうに思っております。

(4 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4 番(野田勝彦君) 時間が過ぎておりますので、お気持ちはよくわかりますし、見守るだけではなしに、何らかのアクションをぜひとも可能な限りお願いをして終わります。どうもありがとうございます。

ざいました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終わります。

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 1番 三島です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私が議員になりましたら、支援をしていただいた方から、ある新聞記事をいただきました。ちょっと紹介します。「有権者代表である政治家を志す者に必要なのは、私たちを取り巻く政治課題を深く学ぶとともに、有権者の声に耳を傾けるという地道な政治活動の積み上げだ」。その記事をもらいまして、僕はこのように拡大をして、僕のデスクの上には、いつも目に届くようにいつも挟んでおって見ており、議員活動をしているところであります。

私、一般質問で地域の課題、人口減少問題、少子化という課題をずっと取り上げてまいりました。この課題については、引き続き行いたいと思っておりますし、地域の声をこの一般質問を通じて、市政に届け、地域の課題が解決できるような一般質問を努めてまいりたいと思ひまして、本日の質問をさせていただきたいと思ひます。

本日は、3点にわたり質問をさせていただきます。順次行いたいと思ひます。

1番目の質問です。新生児へ市長からお祝いのメッセージをとという御質問です。

現在、市長は本市で100歳になられた方へ直接訪問をし、お祝いを述べられていると思ひます。そういったことは、郡上の広報紙やら各種新聞に記事で取り上げられて、皆さんに周知をされていると思ひます。

そのほか、成人式、そういったお祝い事、節目のお祝い事にも出席をされて祝辞を述べられていると思ひますが、本当に市民の方は、こういったことは大変うれしく思っていると思っております。

私の住んでいる地域では、広報郡上で出生届が出ております。その出生届をもとに、白鳥北部地域、高鷲、白鳥、大和、出生された方へ皆さんに御案内を出して、初宮詣でを開催しているところがございます。

こうやって地域の方でも、地域の中で新生児に対してお祝いを独自で行っているところがございます。ぜひ市長も本市で生まれた新生児に直接お伺いをし、お祝いのメッセージを贈られたらどうでしょうか。

こういったことをして、すぐに少子化対策、子どもがたくさん生まれるということはないと思ひますが、この人口減少、少子化のこの問題の時代に、本市市長が率先してそういったことを取り

組んでみえる、そういったことが、また広報郡上やら新聞で記事が掲載されれば、この本市においても、郡上市が本当にこういった子育て、子育てに優しい郡上市、こういった少子化対策に取り組んでいるということがPRされ、大変本市も盛り上がるのではないかと考えます。

29年度では、263人の新生児が見えました。内訳は、これはデータをいただいたんですが、第一子が106名、二子目が102名、三子目が44名、四子目が11名、このような内訳になっております。

私の市内の友人で、今6人目のお子さんがお腹の中にいるという人がおります。夏ぐらいは出産をされる、それも郡上市民病院で出産をされるということを聞いております。

そういった形で、三子目、四子目以上の方ということであれば、市長が直接お祝いを述べられるのではないだろうかと考えます。このことに対して、市長、御所見をよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど野田議員との質疑等においても申し上げました。今本当に郡上市の中で生まれる子どもの数が少なくなっているのです、第一子目であれ、第二子であれ、第三子、四子、五子になれば、さらに非常に私は子育てをしてくださる皆さんの労をねぎらいたい気持ちは十分ございます。

そこで、その御提言をお聞きをして、私もそれでは行きましようかという気持ちはないわけではありませんが、実はこの3人目のお子さんが生まれられてから、頑張れ子育て応援事業というものを始めたときに、第1号に当たる方については、私が行って、直接取材もさせてもらって、赤ちゃんを抱っこさせてもらいました。

大変喜んでいただいたんですが、その後、私が直接行くということではなしに、全て、八幡統括を初め、各振興事務所にその直接商品券を親御さんにお母さん、御家族にお渡しするようにということで行っております。

実はこういうお父さんとお母さんのお名前を書いて、そしてこのたびはおめでとうございますと、そして力を合わせて頑張って育ててくださいと、市民みんなが応援してますと、そしてそのお生まれになった赤ちゃんのお名前を書いて、速やかに成長されますよう祈念申し上げますということで、郡上市長、日置敏明と書いた、口でお伝えしているわけではありませんが、メッセージをお持ちをして、そして最初の商品券をお渡しをするということをさせていただいています。

あと、2年目、3年目になったときは、申請をしていただいて、受け取りに行って、むしろ来ていただいているということだろうと思いますが、私はこういうお祝いの気持ちをお伝えすることは、非常に大切なことだというふうに思いますが、100歳の方の御家庭へ行ったり、施設へ行って、直接お祝いを申し上げるのと同じように、果たして今の若い方々に、そこの御家庭へ行って、私がおめでとうございますという、確かにおっしゃるようにうれしい、あるいはありがたいと思われる反面、面倒くさいなど、お祝いをもらえればという、そこまでドライではないかもしれませんが、例

えば4人目、5人目というような御家庭は、子育て真っ最中と、家の中も戦場のようだというようなところへ、市長がお伺いしますというようなことは、うれしい反面、ある意味では負担にもなるのではないかというようなことも思いますので、果たして一概に喜んでもらえるかどうかという点あたりのところは、私は正直言って心配なところがございます。

そのようなことで、おっしゃる趣旨はよくわかりますけれども、皆さんの意見もよく聞いて、対応したいというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、気持ちは簡単ですけれども、こういうものでお伝えをしているということだけは申し上げておきたいと思いますし、それから先ほどもお話ございましたが、1人目、2人目も含めて郡上市でお生まれになった皆さんには、この広報の、先ほどもお触れになりましたが、一番最後のほうに戸籍の窓という形でお生まれになった方、それから結婚をされた方、そしてお亡くなりになった方と、これは人生の三つの大きな節目というか、そういうことだと思います。

それぞれ趣旨に合わせて、お祝いを申し上げたり、お悔やみを申し上げたりする、それも一人一人の、これもここに発表していいよというふうに全てですけれども、御了承いただいたものだけをこういうふうにしていますが、そういう中で市民がこぞって、ああ、あそこに赤ちゃんが生まれたかと、あるいはあの子が結婚したかと、あるいはあの方もお亡くなりになったかということで、お悔やみを申し上げるといふ、そういう情報を得ながら、それぞれが気持ちを捧げる、そういう機会になっているんだろうと思いますけれども、そういう一環としては、そのようなこともしておりますということを申し添えたいと思いますが、御提言の趣旨は、気持ちはわかりますが、若い方々の気持ちに沿うような形で、どうあったらいいのかということも含めて、検討はしてまいりたいと思います。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。ちょっと寂しい答弁だったなと思って、私は思っております。私も若い世代では一応あって、子育て世代でもあり、市長がそういったお考えなら、ちょっと寂しいなと思います。

市長が言われるように、御家庭へという話もありますが、方法としては、例えば市民病院で生まれる方、そこは市の病院でございます。市民病院で生まれた方には、市長が直接お伺いに、お祝いに来られますよなんてことも、生まれてすぐは体調も悪いので、だめですけど、入院している間、出られる前に、市長が直接来られて、お祝いされますけど、どうですかみたいな形でとれば、そこで本人がそりやぜひということであれば、市長みずから動くべきだと思いますし、予算のかかる話でもないですし、市長、体一つで決まるようなお話でありますけど、どうか、それは嫌がる人はお

るかわかりませんが、市長が直接来られて、おめでとうございますと言ってもらえれば、どの市民も大変うれしいですし、市長が子どもを抱っこされれば、その子どもにとっても、親にとっても大変うれしいことだなということは私は思うんですが、とにかく市民の方の御意見もそうですが、みずから市長がこういった郡上市に生まれた子どもたちに、ありがとうという気持ちになるんでしょうか、この少子化の時代に、そういったことで市長が率先して動いておられるというのが、広げることが大事だと思っておりますが、もう一度市長、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御出生、出産をなさってまだ退院をされる前というようなときに、病院へ行ってお祝い申し上げるといような、私は考えていなかった方法も提案をしていただきました。いろいろと考えてみたいというふうに思います。

（1 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 失礼いたしました。大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、気分もよくなりましたので、二つ目の質問に入りたいと思います。

先日、農業従事者の方とお話をいたしまして、農業従事者の方が僕のほうに御相談に来まして、きょうお配りいたしましたこのような新聞を持って見えました。これは日本農業新聞の記事だったんですが、農業だけじゃない、地域問題だという、鳥獣被害の問題でございます。本市も積極的に取り組んでほしいということで、農業をやられている。農業で業をなされている方からの相談がございました。

私、今まで農業というものを一度もやったことがなくて、うちには田んぼや畑がなくて、子どものころからずっと農業にかかわったことはありませんでした。

議員になったときに、これではということで、ちょっと小さな畑をお借りしまして、自分でまず農業をやってみないとわからないということで、ちょっと農業をやりました。今3年ほどたちますが、それなりに一生懸命やらせてもらっているところではあるんですけど、本当に農業というものは、作物をつくるためには、まず土づくりから、そして苗の植えつけ、そして雑草や害虫の駆除、そして収穫、そしてそこから販売ということで、大変忙しく、この販売を含めて、かなりの重労働であり、これを本当に農業一つで業をなそうと思うと、かなり大変だということであります。

その上、この地域では、鳥獣被害に大変悩まされています。せっかくつくった作物、今から販売する商品を鳥獣に食べられてしまってだめになってしまう。農業者にとっては、鳥獣被害が、この鳥獣被害の対策が農業に余分な手間となっております。

本市においても、鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げて、委員から多くの意見を聞いて対応して

いるということも調べてお聞きいたしましたし、30年度の予算のときには、多くの事業を、この鳥獣被害のことに對して取り組まれるということをお聞きしまして、わかっておりますが、本当に特に進めていただきたいのは、捕獲のわな設置であります。

鳥獣被害でほかの対策といたしまして、電気柵の設置という助成事業もございます。例えば電気柵などは、設置をしたとしても、一時的にしのいだり、例えば僕も畑をやっていますが、隣が電気柵をやられると、うちのほうに全て、うちが電気柵をやっていなければうちのほうに全てやられるんです。本当に電気柵をやったところだけは大丈夫ですが、ただ防護だけであって、全くイタチごっこのような形になります。

また、地域でもいろいろと個人的に農業をやられている方からお話を聞いておりますと、もう本当に山だけの話ではなくて、私の住んでいる地域でも、民家の畑にハクビシン、ハクビシンだけかなと思ったら、最近猪までもあらわれるということがございます。

そこには、子どもが通学している通学路のところとか、あります。先ほどの新聞の記事であります。農業だけでなく、地域課題、地域の問題になってくるんじゃないかということがございます。

そのほか日本鹿との接触事故、自動車事故等も拝見しておりまして、本当に鳥獣被害はひどく、農業だけでなく、人的被害に広がっていつているんだなということを実感しております。

早期にこの捕獲わな設置を進めていただきたい。そんなことを強くお願いをしたいと思います。今まででも、一般質問等でもこういったお話がございました。捕獲のための猟師不足、そういったことの問題もあります。

やはり、こういったことは、地域ぐるみで取り組みが大変必要だと考えますが、やはりなり手のいない、この中、大変だということはわかっております。

本当に近い将来、私が考えるには、この市役所内に担当課を設置して、わなを設置し、その担当課の職員がわなを見回るぐらいの必要があるのではないのかなと考えます。

また、3年後には郡上市の通信網が光化されるということで、光通信が可能になります。例えばその通信網を利用すれば、わなを設置をして、そのわなにネットワークカメラというものを取りつけるんです。それを光通信の通信網をつなげば、わざわざわなのところまで見にいかななくても、例えば庁舎内でそのネットワークカメラの遠隔操作ができますので、わなの監視ができるんです。

そうすると、わざわざ職員が全てのわなを見回らなくても、庁舎で監視をしておって、そのわなの中に、今かったなというのが、カメラで確認できますので、そしたら、そこから職員が走るのか、猟師に連絡をするのか、そのような形でわなで捕獲もできると思います。

それを進めるということをきょうは伝えるわけではなくて、そういった通信網、光通信等も利用したシステム等の検討もしていただいて、やはり早期に鳥獣被害が減る取り組みをぜひしていただ

きたいと思います。このことに対して、担当部の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 1 番議員さんのほうの鳥獣被害防止の捕獲対策につきまして、御答弁いたします。

全国的に鳥獣被害は拡大しておりまして、議員御指摘のように、郡上市のような中山間地域農業を営む者にとりましては、鳥獣被害防止対策は欠かすことのできない、今では農作業の一つになっております。

郡上市の徴収被害の状況を少しお話させていただきたいと思います。市では毎年市内の全農家に對しまして、鳥獣被害調査を実施しております。平成29年、昨年ですが、その集計がまとまりました。農産物の総被害額は4,144万円で、対前年比133%と、平成25年から段階的に減ってきましたが、ここでまた増加の傾向に転じております。

作物別では、野菜の被害が約40%、水稻の被害が約35%になっておりまして、獣種別被害割合では、猪が28%、猿によるものが26%、鹿によるものが23%と、この三獣による被害額が全体の約8割を占めるというものになっています。この傾向は前年と同様の傾向でございます。

そして、次に郡上市の対策といいますか、鳥獣被害の方向性と実績でございますが、郡上市では、鳥獣被害防止対策協議会というものを設置いたしまして、関係機関や団体と連携して、モンキードッグによる追い払いですとか、柵の設置などによる防御対策等捕獲による防除対策のこの二つの手法により、複合的な対策を講じているところでございます。

防護柵につきましては、昨年、毎年要望がございまして、そういった要望があった地区を中心に、恒久柵ですとか電気柵の設置を進めておりまして、平成14年度から昨年度までの設置総延長数ですが、新幹線の東京大阪間に匹敵する約550キロというふうな設置延長になっております。

柵を設置する地域については、設置前と比べて鳥獣被害が軽減されておまして、防止する効果は上がっておるというふうに認識しております。

鳥獣被害の根本的な解決方法ですが、個体数が非常にふえているということが原因でございますので、取って捕殺をして、一定の個体数を減らすことが被害の軽減に一番つながるものだというふうに考えております。

郡上市の猟友会の皆さんを郡上市の非常勤特別職の鳥獣被害対策実施隊に任命いたしまして、積極的に捕獲活動に取り組んでいただいております。昨年度は鹿や猪、猿を合計で4,214頭捕獲していただきました。この数でございますが、県内の市町村では一番多い捕獲数となっております。

また、他市では、狩猟者の高齢化ということで減少しているという話がございまして、郡上市のほうでは、県の森林環境税を活用しましたわな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業というものを平成26年度から毎年実施しておりまして、この事業を活用しまして、狩猟免許を取得する方もふ

えております。

鳥獣被害対策実施隊の人数も平成26年度が261人というものでしたが、今年度は355人と、この4年間で94人ほど増加しております。

鳥獣被害のほうですが、追い払いから防除、捕獲まで、地域の住民の皆さんが一体となって実施することが一番効果が高いということを言われております。

今後も市といたしましては、集落ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組む活動を支援してまいりたいと考えております。

そして、最後に議員御提案のインターネットカメラですとか、そういったものを使ったICTを活用した鳥獣被害対策につきましては、先ほどお話があったように、わなやおりの監視や操作が遠隔でできるというようなこともございますし、見守りの軽減につながるというような効果も期待できますので、今後先進地で行われておりますシステムの捕獲状況ですとか、整備にかかる費用、通信料などの維持管理経費もよく調査検討しまして、郡上市においても同様の効果があるかどうかを検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(1 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1 番(三島一貴君) ありがとうございます。猪は1回子どもを産むと5から7匹産むそうでございます。本当に普通では追いつかないというか、どんどんどんどんふえていくことでもあります。

今本当に真剣にやられていると思いますが、まだまだそれ以上に捕獲をしないと、減っていかないのかなということは常に思いますし、また次の質問でもありますが、地域の安心安全にかかわってくるのだと思いますので、どうか新しいシステムの検討の上、鳥獣被害対策に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3 番目の質問に入らせていただきます。

通学路の安全確認と対策はということでございますが、私の住んでいる白鳥地域では、このようなジャンパーを着られて、これは公民館の方が主体となっておりますが、小学生の通学時に危険な交差点等に立って、子どもたちの見守りをされております。

私も時々になりますが、PTAの一人として、白鳥小学校ではカルガモ活動という名前です、年に3回から4回ぐらい、交差点に立って子どもの横断をお手伝いしたりとか、あとほかのことで、地域の青少年見守りということで、挨拶運動ということで、駅に立たせていただいたりとか、地域をそのような形で見させていただいております。

この前、そのときに一緒に見守っていた方が、危険な交差点があるから、一緒に行こうということで、行ってまいりました。そしたら、このジャンパーを着ている方が、本当に朝、一生懸命というか、慌ただしく子どもたちを誘導しておりました。

そういった方からいろいろとお話を聞いてまいりましたので、ここで質問に使わせていただきたいと思いますんですが、その見守りの方では、自宅付近で見守っておるんですが、そこから小学校までの行き先が道幅も狭くて、子どもにとって大変危険だということで、2キロ弱を一緒になって学校まで歩いていただいている地域の方も見えました。

本当にこうやって地域を見回しますと、国道で横断歩道のないところを子どもたちが横断をしているとか、直線道路が大変長くて、一番スピードの出るところに横断歩道があって、そこを信号機のない横断歩道ですけど、渡っている子どもたち、道路幅が狭くて歩道もないようなところを本当にそこを通学しておる。

そして、周りから見ていると、本当に冷や冷やするようなところがあるという状況でありますし、またあと北部地域では、除雪等がございます。横断歩道とかの表記が長年の劣化、除雪等の影響で薄くなって、見にくく、本当に見にくくなっているところとかもございます。

こういったことで、PTAからのほうも、地域要望ということで、白鳥の地区要望ということで、PTAからも地区要望も出ておるはずでございますが、こういった通学路の安心安全のための点検、そしてその対応というのは、どのようにされているのか、質問をしたいと思います。お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えをいたします。

児童生徒の大切な命を守るために、安全で安心な通学路を確保することは大変重要な課題であると認識しております。

通学路の安全確保に向けた継続的な取り組みを行っていくために、郡上市では平成26年の11月に、郡上市通学路交通安全プログラムというものを策定しております。

このプログラムに基づきまして、市内の学校を南北のグループに分けまして、毎年小中学校やあるいは教育委員会、郡上市の関係部署、これは総務部とか建設部でございますが、そういうところ、あるいは郡上警察署などで合同の点検を行っております。

昨年度は北部の地域でございましたので、参考までに事例を申し上げます。

まず6月ぐらいに各学校においては、全ての通学路を教職員が児童生徒とともに歩いて、危険な箇所を調査しまして、それを修繕を希望する重点箇所を各3カ所ずつ提示をします。それを精査した後ですが、要望の箇所としましては、昨年の北部地域の場合は、国道が5カ所、県道が3カ所、市道が10カ所の計18カ所ということになっております。

続きまして、学校から提出されましたこの修繕要望箇所につきまして、教育委員会と郡上市の関係部で下見をいたしまして、それから9月に合同点検を行います。ここでは、国土交通省の岐阜国道事務所八幡維持出張所あるいは県の郡上土木事務所、郡上警察署、郡上地区の交通安全協会、そ

これから小中学校の関係者が要望のあった危険箇所を点検して回りまして、どういう対策をしたらいいのかということを協議をいたします。

この合同点検を受けまして、10月に交通安全プログラムの担当者会を開催いたしまして、対策内容の確認を受け、それぞれ各箇所の整備に向けて事業を進めていくと、こういうような段取りで進めておるわけでございます。

また、これとは別に、各振興事務所におきましても、毎年自治会要望を受けて、自治会で優先順位をつけていただいたりして、自治会長とともに職員が現場を確認したり、あるいは市の予算への要望、あるいは国や県への要望ということ、必要な対策を実施をしております。

このような交通安全プログラムや自治会要望の結果、一つの事例でございますけれども、幾つかの事例でございますが、市内においては、北濃小学校付近の国道156号あるいは川合小学校付近の一般県道寒水八幡線、さらに西和良小学校付近の国道256号の各歩道の整備を初め、明宝中学校付近の国道472号においても、歩道整備に着手するという予定にはなっております。

そのほか、区画線の引き直し、あるいは減速マークの設置、樹木の伐採、カラー舗装、国道標識、道路標識の設置等も実施をしております。

この交通安全プログラムの要望と対策につきましては、市のホームページで公表をしております。

また、点検整備等の管理面に加え、児童生徒の交通安全指導ということも非常に重要なことでありますので、特に入学して間もない1年生につきましては、4月に通学路の危険箇所の写真を示して、安全な歩き方とかマナーについて指導をいたしておりますし、学校においては、自分の命は自分で守るというようなことを合い言葉に継続的な指導を行っているところでございます。

市内の小学校では、見守り隊、先ほどおっしゃっていただきました見守り隊の組織が設置されておったり、またそういう組織がないところでも、保護者の方や地域のボランティアの方々が毎日見守りに携わっていただいております、本当にありがたいと思っております。

危険箇所や要望箇所を調査する際には、これからも地域の方々の御意見を広くお聞きして、より安全で安心な通学路の確保を目指して取り組みを進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。そのようにしっかりと点検をし、対応していただいているということで、本当にありがたいと思いますが、ぜひ僕がやっていただきたいのは、このように地域の方の見守りの方の現場の声もしっかりと聞いていただきたいと思います。

やはり毎日朝雨が降ろうが立ってみえて、子どもたちの安心安全のためにやっていただいている、そういった方の声をしっかりと聞いていただいて、ここはどうだ、あそこはどうだということもぜひ

ひ取り組んでいただければ、その日だけ歩いたからといって、わからない部分があると思いますので、そういったことは取り組んでいただきたいと思います。

本当にこういった道路整備等におかれましては、予算等の都合もあったり、優先順位等もあったり、なかなか全てはすぐにできるわけではございませんが、事故があってからでは遅いですし、私が子どものころというのは、朝学校に行くときはみんなで並んで行きましたが、帰りというのはばらばらで帰っておったんです。ただ、今の子どもたちは朝も帰りも集団で下校、帰りも下校するときは集団で下校しております。

すごく安全面を考慮してやられていると思うんですが、でも集団で下校することによっても危険なことというのはございます。

やはり10人ぐらいで並んで固まって下校すれば、道路幅が狭ければ車が通る時も危ないということ等もありますし、また時代がそういうふうに変わってきてもおりますので、どうかそういったことも考慮していただいて、本当に事故があってからじゃ遅いと思っております。事故がないような、子どもたちが安心して通えるような地域にしていいただければと思いますので、そんなことをしっかりとお伝えいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、三島一貴君の質問を終了します。

ここで暫時休憩とします。再開は11時ちょうどにします。

(午前10時48分)

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時59分)

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 失礼いたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は2点について質問をさせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

1点目でございますが、若者定住を目指した三世代同居支援住宅補助事業見直しと若者定住対策についてでございます。

若者定住を目指した施策の充実につきまして、三世代同居支援住宅補助金制度が28年度に制定され、スタートいたしました。平成29年3月議会の私の一般質問にて、三世代同居支援住宅補助金事業補助要綱の充実に向けまして要望いたしておりますが、要望に対しましてどのように要綱の見直しを行われたのでしょうか。また、三世代同居支援住宅補助金の平成28年度、29年度の利用実績は

いかがだったでしょうか。また、そのうち近居住宅補助金の実績はいかがであったでしょうか。

近年、市内、特に美並地域におきましては、若者世帯の近居住宅の建築が顕著であります。さらなる若者の定住を促すために、対象者を市外からの転入見込み者及び1年以内の転入者だけでなく、市内に住所を有し、アパート等に居住し1年を経過している若者についても補助対象とするなど、対象者の拡大を望みます。

また、同一市内でなくても、市内であれば実家から少し離れた土地に住宅を取得する場合におきましても対象となるよう、補助要綱の拡大、増額を望みますが、いかがでしょうか。

今後、少子高齢化が進行する中、若者定住は大変重要な課題であります。移住者のみでなくて、現在、三世代同居している方はもちろん、若者定住のためにも補助要綱の内容を大幅に見直し、検討し、対象者を拡大し、補助金額についても増額することが郡上市の人口増加、人口流出にも対処できるものと考えます。

郡上の将来を見据えた次なる担い手の確保のために、思い切った若者定住施策を市として打ち出していきたいですが、市として今後若者定住をどのようにお考えでしょうか、1点目の御答弁、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、私のほうから、補助金の利用実績と、それから、この補助金の見直し等についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、三世代同居支援住宅補助金の平成28年度、それから平成29年度の利用実績についてお答えをします。

郡上市三世代同居支援住宅補助金事業につきましては、移住人口の増加と三世代同居によりまず定住促進のために、平成28年度に新設をしました補助金の交付事業になります。

事業内容につきましては、新たに市内で三世代同居を始められる方に対し、住宅取得または増改築・リフォームに係る事業の一部について補助金を交付しています。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1で、上限額は住宅取得の場合が50万円、増改築・リフォームの場合が30万円となっています。

平成28年度の補助金の交付実績につきましては、新築が2件、補助金の総額は80万円となっています。増改築・リフォーム3件で、補助金の総額は90万円となっております。それから、平成29年度の補助金の交付実績につきましては、増改築・リフォームのみになりますが、2件で60万円となっております。平成28年度と平成29年度の補助実績をまとめますと、2カ年で7件の申請となります。そのうち隣接した家屋での居住が4件、また三世代で同一家屋での同居が3件というふうになっております。

次に、補助金の対象範囲の拡大を含めた要綱の見直しについてお答えをします。

郡上市の三世代同居支援住宅補助金につきましては、郡上を離れた若者等を呼び戻すということと、あわせて三世代同居を支援していこうという趣旨で制度化したものにになります。つまり、移住促進に重点を置いている補助金になります。

同居の定義は、市内の同一敷地内に居住することとしておりますが、必ずしも三世代が同じ屋根の下で暮らすことに限定しているものではなく、同じ敷地内に別棟を建築または改築していただく場合も可としております。

県内では、多くの市町においてこの三世代同居支援の住宅補助金を制度化していますが、それぞれ重点としている目的によって補助要件は異なっています。例えば、助成の対象世帯を市町外からの転入を条件としているのは、郡上市、関市、輪之内町などがあります。こちらは移住促進に重きを置いています。ただ、輪之内町は、同居だけではなく、町内一円となる近居を含めて助成対象としています。市町外からの転入を条件としていないところでは、子育て支援とか、それから高齢者の安心・安全、生活支援といったところを主たる目的としています。

また、市では郡上市産材住宅建設等支援奨励金の制度を設けておりまして、新規定住者、移住10年以内にはなりますが、この方が郡上産の木材を使って住宅を新築、購入した場合に、この奨励金で受けられる交付金に加えて、さらに10万円が加算をされます。この制度は、三世代同居に限らない定住支援になるかというふうに思っています。

いずれにしても、この三世代同居支援住宅補助金につきましては、議員からの御提案もありましたので、事業開始から2年が経過する中で、補助金の交付実績、それから近年のライフスタイル、事業の目的やその効果、三世代同居を前提としたニーズといったことを検証しまして、転入期間に関する要件とか、近居に関する要件、さらに関係する補助金等の調整も含めまして、現在見直しを進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 部長さんには細部にわたり御配慮ある前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

若い方々が定住していただくためには、市の施策とあわせて、住宅環境の整備を初めとした魅力ある環境整備が必要であると思いますが、市の補助要綱の大幅な見直しにより人口増加にも対処できると思いますが、要綱の早期見直しと将来を見据えた思い切った若者定住施策が望まれますが、総括的に市長さん、いかがお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この三世代同居という形で郡上へ帰ってきていただく方、そうした方々を支

援するという形で、人口の確保、あるいはまた三世同居をしていただくということの中で、家族で子育てを助けていただく、あるいは高齢になった両親を助けていただくとかというような形で住んでもらうという目的で、この補助制度をつくらせていただいているところでありますけども、ただいま置田部長が申し上げましたように、いろんな制度がございますし、また目的をいろいろ拡大する中で、それも支援をする政策的な価値があるというものについては、拡大をするということも必要かと思いますが、部長から答弁がありましたように、いろいろと見直し作業を進めてまいりたいというふうに思います。

また、次世代を担う若い人たちの郡上に住んでもらうというようなことで、いろいろと施策を講ずるべきだということでもあります。これは居住の問題だけでなしに、やはり仕事づくりというようなことも非常に大切でありまして、働き場所を確保するという意味では、企業の誘致であるとか、既にある企業の拡充であるとか、そういったことも必要ですし、また新しい施策としては、現在、都市部の皆さんに新しい郡上市内における仕事を立ち上げていただくと同時に、定住をしていただくというような施策としての、これまでも何度か御説明をしております郡上カンパニーというような施策であるとか、あるいはテレワークの推進というような形で発達した情報基盤を利用しながら、必ずしも大都市部で仕事をしなくてもできるというような条件も備えて来ていただくというような施策、その他今後ともいろんな工夫を凝らしていきたいというふうに思っております。

また、非常に大切なことは、郡上で生まれ育って今、学校へ行っている人たち、こういう人たちに、やはり郡上にもすばらしい働き場所があるんだということを理解していただく必要があるということで、雇用対策協議会の活動等を通じて、中学生の皆さんとか、あるいは学校の先生方に郡上市内の企業を回っていただいて、現場を見ていただくというようなこと、あるいは先ごろ、小学生向けに郡上市内におけるいろんな仕事がありますよということで、易しく解説をした20分ぐらいのDVDをつくりました。そうしたものも各学校に配布をして、小さいうちから子どもさんたちに、ああ、なるほど、いろんな仕事があるんだなということも目を開いていただくというようなことも必要だと思って、そうしたことも進めてまいっておるところでございます。

今後とも、若い人たちの定住というようなことについて、考えられるいろんな施策の模索をしていきたいと、推進をしていきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたり御配慮ある御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

早期に補助要綱の見直し、充実をお願い申し上げますとともに、次なる担い手確保と魅力ある地域づくりのために、若者定住施策を早期に積極的に取り組んでいただきますことをお願いを申し上げ

げまして、1点目の質問を終わります。

2点目でございますが、工場用地開発と企業誘致についてでございます。

2年前の平成28年3月に大矢本地区の工場用地の予定の地権者に対して、郡上市から用地買収の地元説明が行われました。その後、2年以上の月日が経過し、その間、市から何の連絡もなく、地区の地権者は、市の意向につきまして大変心配をされている状況にあります。

昨年度、岐阜県による工場用地可能性調査事業が行われましたが、その調査結果と整備要項の内容についてはどのような内容でしたでしょうか。そして県の調査結果の報告を受けて、郡上市としての工場用地開発の可能性と今後の用地買収、整備要項の内容とスケジュールはどのようになっているのでしょうか。企業誘致に取り組んでいただきますことは、地域の高揚にも効果があると考えまして、早急な取り組みを期待しておりますが、大矢本地区の今後の企業誘致の方向性をどのようにお考えでしょうか。

また、もう1点としまして、私の平成29年9月の一般質問の中で、大矢地区の美並の上場優良企業所有の造成済みの用地の所有権等の課題の解決と早期に用地を活用いただくことを要望いたしました。企業側との郡上市の協議経過、内容、意向については、現在どのような状況となっているのでしょうか。

大矢地区の企業所有の土地に関しましても、企業誘致等活用を要望してから数年が経過しております。既に企業側としては、土地を手放す方向を市に尋ねられておるところでございます。土地の有効活用の観点からも、早急に企業側と課題解決に向けた協議を行う必要があると考えます。

今後いま一度この用地の活用方向を早期に見きわめる時期に来ていると思います。この土地につきましては、敷地造成済みのすぐ活用できる土地であることから、郡上市の産業振興の発展のために活用方向を検討いただくことも必要だと思いますし、市内の他の企業に対しましても、この土地の活用PRを行っていただければいかがでしょうか。

市として、現在所有の企業さんと土地の価格交渉も行っていていただきまして、ぜひとも土地の買収方向も視野に入れて、具体的に検討いただくことを望みますが、郡上市として、今後の活用方向についていかがお考えでしょうか、2点目の御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手 均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

経過の報告等も含めて御回答を申し上げます。

美並町の大矢本地区で工業団地の造成が検討できないかということで、平成28年3月と7月の2回にわたりまして地元で地権者の方に集まっていたいただきまして、説明会を開催いたしました。その会議におきましては、農地として残る部分の水の確保、こういったことについて課題がありますということも御指摘をいただきました。

その後、この土地が平成29年度に岐阜県によりまして、工場用地可能性調査の対象地区に選定されまして、県の経費で調査を実施して、開発の可能性あるいは経費の試算も行って、その結果がここの3月に市に対して報告を受けたところであります。

市としては、この県の調査結果も踏まえて検討するという、そういう方針でございましたので、地元への御説明が大変おくれておりまして、これについては大変申しわけないというふうに思っております。

県が実施しました調査の項目と言いますのは、基礎的な条件としまして、法的な土地利用規制の有無、あるいは上下水の水の有無、そして高圧電気等のインフラ、これに関する調査が一つでございました。

また、開発の性格、内容設定として、開発に際しての留意点あるいは土地利用方針の設定、そういったものについても調査をしていただきました。そして、総合的に開発の可能性検討としまして、土地利用の計画策定及び概算事業の算定と、ここまでもやっていただきました。

概要だけを御報告しますと、報告につきましては、3区画案と2区画案、2つの提案をいただきました。3区画案の開発の面積は約3.7ヘクタール、そして2区画案につきましては2.5ヘクタールとなっております、それぞれの開発に必要な概算経費も、私たちに対しては報告をいただいたところであります。

また、付随する大きな課題としまして、この土地が農業振興地域に入っております。ですので、ここを造成するためには、濃振除外及び農地転用が必要であるということが挙げられますが、これにつきましては、岐阜県の方針として、進出をしてくる企業のある程度のめどがないと濃振除外の許可がおりないという、そういったハードルもございます。

よって、地権者への了解を得た上で、県の企業誘致課と連絡を取り合い、この土地への進出企業があるかないか、それを調査しながら今後の開発スケジュールを決めていきたいというふうに思っております。

また、企業誘致の規模につきましては、郡上市の現状を考えると、大規模な企業誘致しても、なかなか従業員の確保が現今難しいということもございますので、従業員で言いますと、20人から30人規模の、そういった企業を想定しております。

また、ちょうどほかの地区のことになりますけれども、ちょうど29年度から白鳥町の大島工業団地の開発事業を始めていることもありまして、この大矢本地区の事業実施、なかなかすぐには難しい部分もありますけれども、ただ、ここの立地条件が美並インターチェンジのすぐ近くという大変恵まれておりますので、市としましては、工業団地の候補として引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、懸案となっております地元の方の地権者の説明会につきましては、進出

企業探しあるいは用水などの課題はありますけども、市としては進める方向で説明会を開かせていただきたいと思います。

続きまして、同じ美並町の大矢地区の企業の所有の造成済みの用地の件についてもお答えをいたします。

昨年9月の一般質問でもお答えしておりますけども、この用地については、既に県庁企業誘致課にも情報提供をしております、引き続き進出企業を募集しております。現に、昨年夏に富山県の企業から引き合いがありまして、調整等を行いましたけども、条件が折り合わず、まとまらなかった、そういった経緯もあるわけでございます。

また、御質問の中で御指摘の件は、市道部分の登記についてというふうに思っておりますけども、旧の美並村と土地所有企業との覚書では、この登記は企業側が行うというふうになっております。また、昨年、平成29年8月に企業と市幹部の面談が持たれましたけども、その場でその際に、市道の登記についても企業に再確認をいたしました。そのときの御回答は、土地が売れた際に企業側でこの件についてはしっかりと行わせてもらおうと、いわゆる覚書に沿って企業のほうで対応するというふうな回答もいただいております。

よって、市は、土地の売却についての労はとりますけども、登記については企業側でお願いしたいという考えに変わりはないという状況でございます。

また、市がこの土地を購入することは、今は財政的にも困難でございますので、繰り返しになりますが、企業所有地のままで市は進出企業を探すお手伝いをする形で御協力したいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

さらに、企業が希望している売却価格は、相場と比べて高価でございます。ですので、これにつきましては、県庁とも協議の上、実際に売れる見込みのある価格に修正していただくように、企業に対して御提案も行っていきたい、そんなふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

部長さんの答弁で大矢本工場用地につきましては、農業振興地域の関係、誘致企業の関係等、多くの課題があることを説明いただきました。今回この課題に対応するためには、今後の事業の推進のスケジュールについても大変厳しい日程と思っておりますが、地元地権者も大変心配をされております。おおむねで結構ですので、今後の土地買収、造成整備見込みのスケジュールを御答弁いただけないでしょうか、部長よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手 均君。

○商工観光部長（福手 均君） 今後の開発スケジュールというお尋ねでございますけども、まず、手順としまして、まずは地権者の方に集まっておきまして説明会を開かせていただく、そして、いわゆる市としては、開発する方向で皆さんの、地権者の了解を得られれば、県等を通じて進出企業を探す予定であるということをお伝えするということを考えております。

その後は、いわゆる可能性の問題であります。進出をしてくる企業があれば可能性は生まれてきますけども、そこについてはまだ全く見込みが立っておりませんので、現時点ではちょっとスケジュールについては申し上げられないというのが現状でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

（11番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 大変厳しい御答弁でございますが、早期に課題を解決いただきまして、お進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

それでは、大矢本地区は課題も多いわけでございますが、大矢地区とあわせまして、ぜひとも早期に御検討いただき、何とか今回、方向性を見出していきたいと思います。大矢本工場用地の整備の方向と大矢の造成済み工場敷地活用について、方向につきまして、市長さんに総括的に御答弁をいただきたいと思います。市長さん、いかがお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、最初の大矢本地区でございますね、今のまん真ん中センターの下あたりのところでありますけれども、この地区につきましては、ただいま商工観光部長が申し上げましたように、私たちとしては、ぜひやりたいというふうに思っております。それで、その基本的な調査を県にやっていただいたということで、いろいろなアウトラインは示されたわけでありまして、いわゆる3区画の分譲をする案、3.7ヘクタール案、それから2区画案、2.5ヘクタールを分譲するという案が絞られてきておりますので、この中で私どもとしては、合理的な案を推進していきたいというふうに思っておりますけども、先ほども説明をしましたように、この地域が農業振興地域の農用地区域に入っているということで、農用地区域から外して濃振除外をして、そうしないと農地転用ができないという法的規制があるわけです。

したがって、これについて岐阜県の農政部局のほうは、ただやりたいというだけではだめだよと、具体的に、じゃ進出してくる企業があるのかねと、こういうふうに言われているわけでありまして、そうしますと、いわば一種の鶏と卵みたいな議論でもあるんですけども、農政部局からすれば大切な土地をただ転用したいということではなくて、やはりここでやるとすれば、具体的にこういう企業が進出してくるという、その角度は極めて高いというところまで示してくれというふうに言われているわけですから、そこについて岐阜県の企業誘致部門と一緒に、こういう条件ですけれ

ども、どこかないですかということで、適切な企業の立地を働きかけていきたいというふうに思っています。

したがって、問題は、そこからでないとなかなか動き出さないという問題になっていますので、そのめどがつき次第、いろんな手続をし、可能な限り早く工業用地を、一種のオーダーメイドみたいな形になるわけですが、そういう形でつくっていききたいというふうに思っております。その最初の関門をクリアできれば、片一方で今、大島工業団地等をやっておりますけれども、これでもできるだけ早く着手をしていききたいというふうに思っています。

先ほどから御指摘にありますように、この地域の今、農業をやっておられる地権者の皆さんには大変御心配をかけておりますけれども、いましばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。私たちも懸命に努力をしてまいりたいというふうに思います。

それから、2つ目のこの大矢地区の、先ほどもお話しございました、郡上市の中では超優良な上場企業の持っておられる土地でございまして、当初は御自身で工場の拡張をなさるということで造成をされた土地でございます。

そういうことで、私たちも一時期は、この既に立地をしておられる、この郡上市にとっては本当に大きな企業でありますし、みずから何とか工場の生産ラインの拡張等でお使い早くいただけませんかという話をしておりました。

しかし、最近になって、先ほども御指摘ありましたけれども、今、企業のほうでも諸般の事情をいろいろと勘案をされて、みずからは使わないというふうに方向を決められたということであります。

そういうことでありますから、さすればどうするかということになるわけですが、私たちは、もしみずからお使いにならないということであれば、できるだけ早く他の企業に売って、郡上へ企業が立地をしていただくようにしていただきたいということを申し上げておるわけでありまして、その努力を引き続きお願いをしたいというふうに思います。

なお、その土地については、既に造成をされていることはそのとおりでありますけれども、いろいろと登記上の問題等が、工業用地あるいはそこへつけられた市道、この市道は既に市としては認定をしておる市道ですが、いろんな登記上の処理がしていないということになっております。

そういうことで、まず、他のところへお使いにならないということであれば、早く転売をしていただく、転売といいますか、売っていただきたいということですが、そういうこととともに、当初の平成10年に当時の美並村とその企業との間でしっかり協定書まで結ばれて、結ばれた中には、そうしたことの処理は企業において行うというふうにはっきり約束をいただいていることなので、私たちの立場とすれば、その土地を、もう御自身で使われないということですから、他の企業にできるだけ早く売って活用をしてもらうということの努力とともに、そのもろもろの開発手続の

上での登記上の処理、これをしっかり企業の責任においてやっていただきたいということを申し上げているわけであります。

企業のほうは、いろんな業界上の企業経営上の難しい問題もお抱えになっているんだと思いますが、いろいろと努力はするけれども、いまだ少し待ってくれということなので、お待ちをしているということであります。

また、御自身でお使いにならないということでありますから、私たちは、先ほど部長が答弁をしましたように、県の企業誘致課と連携をしまして、この土地は他の企業さんに来ていただける土地ですよということをしっかり内外にアピールして、企業誘致を進めているわけです。昨年もある北陸の企業がどうだろうかということで見に来られたわけですが、最終的には折り合わなかったということです。

企業の立地というのは、いろんな交通の条件であるとか、あるいは土地の特に価格の問題等があると思います。そういうことで、先ほども部長が答弁しましたが、当初これをおつくりになったときのいろんな原価計算等で、いろいろと会社のほうは会社のほうで一つの価格の目安というものをもちかかもしれませんが、今、地価の水準というふうなことからすると、会社が御期待になっている価格と、それから立地してこようとする企業が、このあたりだと大体これくらいだという価格との間には開きがあるという点が一つの隘路になっているということでございますので、この所有企業さんが、ぜひ他のところへ売ってもいいということであるならば、そうした現在の地価水準に歩み寄っていただいた形で、やはり企業を誘致していただくということに御協力をいただくということが必要ではないかというふうに思っておりまして、私どもとしては、引き続きそうした方向で努力をしたいというふうに思います。

恐らく平成10年、11年ごろ、この土地をやはりみずから使用するという形で開発をされたときも、相当村の御協力も得られてつくられた土地だと思います。企業にとっては、そういう意味でも社会的責任も私はあるというふうに思いますので、もうお使いにならないということであるならば、確かにおっしゃるように、できるだけ早くこの土地がこの地域のためにも有効活用できるように、企業のほうも最大限の努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、その方向で私たちも引き続き努力をしてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御配慮ある御答弁いただきまして、ありがとうございます。

地域の雇用の確保と地域の発展のために、大矢本地区につきましては、早期造成整備をできますことを、大矢地区の工場用地につきましては、早期に課題の解決と早期に優良企業誘致に向けまし

て御尽力をいただきますことを、どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、大矢の企業につきましては、市の幹部の皆様方、私も非常に御縁がございますので、一緒になって努力、解決してまいりたいと思いますので、その節はどうぞ一緒になって頑張りますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、2点目の質問を終わります。

私の2点の質問に対しまして、細部にわたり御答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、古川文雄君の質問を終了します。

ここで昼食のため暫時休憩とします。開会は午後1時とします。

（午前11時37分）

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（兼山悌孝君） 16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 2年ぶりのこの席に立たせていただきまして、大変緊張をいたしております。通告に従いまして質問をさせていただきたいと思いますが、ややもすると、ちよつとずれるかもしれませんので、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

ただいま議長より許可をいただきまして、通告、大きくは2点でございますけれども、質問をさせていただきますと思います。

平成29年、昨年度の観光イベントに関する総括でございまして、この一覧表のほうには統括と書いてありますけれども、原稿のほうは総括でございますので、よろしく御訂正のほどをお願いしたいと思います。

白山開山1300年、その記念を最後終えられて、昨日も1300年祭のお話が時折出ておりましたけれども、数々の取り組みがなされ、その成果と、また今後の新規の取り組みについて、いろいろと期待と課題があるかと思いますが、思えば平成28年のプレイベントから、ことし2月のクロージングイベントまで、3年間にわたって各種事業、取り組みが開催をされまして、その中心となられました実行委員会の皆さん方には、長期にわたるこの取り組みに大変御苦労さまでございました。

西暦717年、養老元年から数えて1300年目となる節目の年に当たり、郡上の歴史と、また郡上の

成り立ちに大きな影響を与えた白山文化に触れる数々の取り組みが行われ、そこから何を学ばれ、また何が得られたのか、「つなげよう悠久の歴史に息づく白山文化 1300年の時を超え、まちづくりの理念がここにある」と、いただいた最初のイベントカレンダーに記してございますけれども、ここには理念もうたわれておりますが、最後のところに、「郡上市では、この重要な節目となる年に1300年の悠久の歴史を見つめ直し、白山の自然と信仰が育んだこの白山文化を若い世代や子どもたちへ継承するとともに、環白山地域間の交流・連携を通じて、白山開山1300年祭に取り組んでいきます」というふうに基本理念が記してございますが、それぞれ多くのイベント、事業においては、その意義、目的を持たれて携わられたと思いますが、どのような総括をされているのか、また、今後の地域・まちづくりには何らかの新たなヒントも得られたことと思いますけれども、その点について、まずはお伺いをしたいと思います。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

郡上市では、平成29年に白山開山1300年の大きな節目を迎えるに当たりまして、平成28年度から29年度にわたり、先ほど議員申されましたように、「つなげよう悠久の歴史に息づく白山文化」をテーマに掲げまして、関係団体の皆さんの御協力をいただきながら、さまざまなイベントや、また文化施設においては、白山に関する貴重な資料等を展示させていただく特別展などを実施してまいりました。また、市民の皆さんに学んでいただく機会として、白山ゼミナールの開講や、白山文化バスツアーなども行ってきました。

これらの事業の推進においては、白山開山1300年祭推進協議会の皆さんが全体的な企画立案をされまして、それぞれの実行委員会等を中心に、多くの市民の皆さんにかかわっていただきながら、事業が展開されてまいりました。関係の皆様には本当に事業を進めるに当たり、多くの御苦労があったものと推察し、改めまして感謝を申し上げたいと存じます。

事業の成果といたしましては、これらの事業に参画あるいは参加いただくことにより、多くの市民の皆さんが白山の自然や歴史に触れ、白山の恵みや白山文化を再認識いただくということができたこと、また同時に、それらが次世代に残していくべき貴重な自然、文化であるということを認識いただく大切な機会となったことであると考えております。

また、参画いただいたという面におきましては、メインイベントの一つであります姫神白山夢幻想コンサートにおきまして、郡上市商工会青年部や郡上青年会議所のメンバーなど、若い世代の方々が中心となって実行委員会を立ち上げられ、企画運営に携わっていただきました。

そして、クロージングイベントでは、子どもたちが謡の稽古の成果を披露してくれましたし、郡上市白山開山1300年祭宣言を読み上げてくれました。

このように次代を担う世代の皆さんが事業に深くかかわりを持ち、一生懸命取り組んでいただいた意義はとても大きいというふうに思っておりますし、事業に参画いただくことにより育まれた人と人との交流が次代につながる大きな財産でもあると考えております。

なお、白山開山1300年祭にかかわる一連の事業終了に際しまして、推進協議会から報告書を頂戴しております。その中には白山開山1300年祭の基本理念に掲げました人と自然との共生、白山文化の再認識と継承、白山を通じた交流と連携という3つのテーマごとに、市民の皆さんから御提案のございました「未来につながる事業プラン」というものが掲載されております。これは白山開山1300年祭に参画・参加されて、白山の歴史、文化を再認識した上で、次代へつなぐためには何をすればいいのかなどについての御提案をいただいたものと考えております。既に取り組んでいる事業もございしますが、これらの御提案を参考にさせていただきながら、白山麓を囲む各自治体と連携をしつつ、市民の皆様と一緒にあって白山の自然や文化を継承していくための取り組みを展開してまいりたいと考えております。

なお、昨日の市長答弁にもございましたが、昨年、白山開山1300年を振り返り、また、ことは新たな節目に向かって歩みを進める第一歩として、白山開山1301年事業と位置づけまして、白山ゼミナールを3回開催すると、シリーズで開催するという予定でございます。この6月にオープンしました清流長良川あゆパークの研修室を利用して、白山の自然、文化に関するテーマでもって市民の皆さんを対象とした講座にしたいと考えているところでございます。

このほか、白山文化博物館におきましての企画展でありますとか、また、ことし1月に白鳥町長滝の三社寺から御寄附をいただきまして、3月に改修を完了しました白山瀧宝殿の改修記念イベント企画といたしまして国際仏教学大学院大学から講師をお迎えし、宋版一切経に関する講演会も開催する予定をしております。

今後とも、これらの事業などを通じまして、継続的に白山の自然、文化、伝統の継承を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ただいま、未来へつなげる事業プランということで御報告をいただきました。そして、今、最後に言われましたように、長良川あゆパーク、また道の駅白山文化の里長滝、そして白山文化博物館等々、開催されました白鳥地域を中心とした地域には、多くの人を引きつける要素がたくさん今あると思っております。しかも、ことしは1301年ということで、ことしからまた新たな活動に向けての出発をされるということで、本当に大きな期待をするものでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、もう一点ですが、昨年7月7日にこの白山開山1300年祭イベントの一つとして、7月

7日、「山の日」シンポジウムといたしまして、「未来につなぐ白山ユネスコエコパーク」ということで開催をされ、県、また郡上市が主催で、古田知事さんも出席をされて、文化センターのほうで開催がされ、当日は満員になるほどの入場でございましたけれども、どうも郡上市民のほうはいま一つ少なかったのではないかなというふうに思っておりますが、このユネスコエコパークというものへの市民の関心というものは、やはり薄いのではないかなというふうに感じております。

以前に、市民の有識者の方から市のほうへ、市全体を移行地域に含めて市民レベルからの活動を盛り上げたいという、たしか市長室への要望が、申し入れがあったように新聞記事にも載っていましたが、市はエコパークとのかかわり、またこの普及をどのように考えてみえるのかということをお伺いしたいと思います。

昨年ですけれども、エコパークの先進地域として、私ども、ちょうど総務委員会でございましたけれども、エコパーク取り組み先進地、宮崎県の綾町のほうへ視察にお邪魔をしたところでございますが、その綾町の担当者の方は、綾町という本当に小さな地域であるけれども、エコパークというものを町民全体に広め理解させるというのは本当に至難のことであると、大変難しいことであるというふうにお話をされておりましたけれども、自然と人との調和と共生を目したエコパークを、郡上市はどのように考えて住民の意識高揚を図られていくのかについてお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えをさせていただきたいと思います。

平成28年3月、白山ユネスコエコパークの拡張登録が承認されました。承認後におきましては、その承認に向け取り組んでまいりました環白山地域の4県7市村と環白山保護管理協会の12者で構成いたします白山ユネスコエコパーク協議会が中心となり、ユネスコエコパークの管理運営に係る各種事業を進めているところでございます。

ユネスコエコパークの存在や意義を広め、また理解を深めてもらうということは、同協議会の中においても共通の大きな課題というふうに捉えておりまして、協議会では、ユネスコという国際機関からの世界的な評価というものを受けているということから、まず地域に住む皆さんが共通の認識をしていただくということが重要であるとして、普及啓発活動、またネットワーク活動の推進に努めているところでございます。

また、白山ユネスコエコパーク協議会では、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を調和させることを目的に、管理運営に関する指針となる管理運営計画を今年度中に策定をいたします。この計画の柱となります管理運営の基本方針といたしましては、エコパークが持つ生物多様性の保全の機能、学術的研究支援の機能、経済と社会の発展の機能という3つの機能に連動させまして、白山の恵みを守る、白山の恵みを知る、白山の恵みを生かすというふうにしております。そして、

この計画の中におきましても、環白山地域や国内外のユネスコエコパークとの連携を掲げ、情報発信等を一生懸命行っていくということとしております。

この計画の策定に当たりまして、市民の皆さんとの意見交換を目的としたワークショップの開催なども予定をしておるところでございます。ユネスコエコパークを多くの皆さんに知っていただき、観光振興と自然保護の両立など、その取り組みを深く理解していただくことは一朝一夕にはできるものではありませんので、計画に基づき、一步一步ずつ歩を進めてまいりたいと考えております。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 御答弁いただきました。実は、このユネスコエコパーク、移行地域に指定を受けとるわけでございますけれども、移行地域では、自然環境にダメージを与えることなく、自然の恵みを生かした各地域の特色ある産業振興が展開され、環境を守りながら循環型で持続可能な地域づくりが行われていますということでございまして、この白山に積もった雪、富山県は庄川、石川県は手取川、福井県は九頭竜川、そして岐阜県は長良川のこの4水系に豊かで美しい水を供給しておってくれます。世界農業遺産認定、長良川の鮎の源であります、そして、先ほど4番議員の質問にもございましたけれども、友釣り等、太公望でにぎわっており、漁協によります鮎、アマゴの放流もありまして、今、郡上では橋の上からもその泳ぐ姿を目にすることができて、大変、観光客等にも楽しんでいただいております。

これで終わるつもりでしたけれども、先ほど、ちょっと河口堰のお話も出ましたので、若干ここから質問となりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。この清流長良川の流域に住む住民として、自然と人との調和と共生の観点から、この美しい長良川を次世代に引き継がなければなりません。行政、また関係機関においては、基準となる水質検査は行われておりますが、目に見える汚濁もなく、美しい水は保たれており、本当に安心しておりますけれども、実は冬、冬季に散布をされる融雪剤、これに関して大変心配といいますか、要らぬ世話で済めばいいんですけども、この融雪剤は今の時期から水に溶かして雑草にまけば、強力な除草剤にもなるわけでございます。

しかし、郡上では融雪剤を散布しないわけには絶対にいかないわけでありまして、生活上必要な融雪剤でございますけれども、長良川の環境悪化をさせることは絶対に避けなければなりません。

水質検査等では大量の水に溶けてしまえば大丈夫だというようなネットでの情報も出てきておりますけれども、本当にそれでいいのか、土壌に染み込んだ、その塩分等は大丈夫なのかということを心配しております。これが要らぬ心配、取り越し苦労で済めばいいんですけども、一度この水を、長良川の流域に住む住民、また行政として、この点について一度調査研究される必要はないのかということをおっしゃっております。

川底にすむ川虫ですとか、チチコ、カブなんていう小魚が影響を受けるのではないかなというよ

うなことを心配しておりますけれども、白山の4水系のうちで本当に美しい水を末代まで残すことが、今、我々の大きな役目だとも思っておりますし、ユネスコエコパークの、これも活動の一つとも考えます。

この点について、突然ですけれども、御答弁いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長。

○副市長（青木 修君） 今の御質問の趣旨は、郡上を流れている川の状態が果たしていいかと、そのことについて調査をすべきではないかということだというふうに理解をさせていただきました。

このことについては、これから研究をしていかなければならないことだというふうに思いますが、まず郡上市内に流れている川を全て対象にするかどうかということも当然一つありますし、それから何を調査するかということもあります。

その中身の中には、例えばどういう水中生物が生きているのかということですか、あるいは水質そのものがどうであるかといったことについても、調査が必要だろうというふうにも考えておりますし、何よりも、春から冬にかけて、季節ごとに、春夏秋冬それぞれ年間を通じて調査するということも当然考えられます。そして、源流域からちょうど美並の地域に至るまでの、少なくとも郡上地域を流れている川の各ポイントを選定して、どの範囲で調査をするかということについても、これも研究すべきことだろうというふうに思っておりますし、実際に学術的な調査結果を得ようとするれば、研究機関等にも依頼をしなければならないというふうに思います。

また、そういう学術的な調査以外にも、実際に川と深くかかわっておっていただく、例えば漁協の皆さんですか、あるいは郡上鮎の皆さんですか、そういったいわば暮らしの中で川を見ておみえになる方についての御意見といったものも、これはお聞きするということが必要だろうというふうに思いますが、今申し上げました幾つかの点について、これから私どもでひとつ研究をしながら、調査をかけていくかどうかということについても検討を進めていきたいというふうに思っております。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） よく研究していただいて、前向きに対処いただきたいと思いますし、先ほど、河口堰、4番議員のほうから河口堰と塩害の問題がございましたけれども、その前に、自分たちで塩害をつくっておるんじゃないかというようなことも起きてこないとも限りませんので、その点についてもよろしくお願いいたします。いつまでもこの美しい清流長良川が存続できますように、みんなでこれは守っていかなければならないものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間もございませんので、早速、次へ移らせていただきますが、冬のシーズンの入り込み客の状況ということで、来場者から見える来シーズンへの誘客等の方法等につきまして御質問させていただきますが、近年、見ておりますと、この前のバイパス等でも冬季に車の渋滞がスキーシーズンにも減ってきたというようなこともございます。当然、高速道路を通る、道の整備ができたということも一つの要因かと思えますけれども、それにしても渋滞がなくなったということがございますし、ボードやスキーの人口減少というようなこともお聞きするようなところでございます。

天候、そして降雪量にも左右されるようなスキーヤー等の入り込みではございますが、11のスキー場を抱える郡上市の昨シーズンの状況はいかがだったのでしょうか。関西、関東、また日本海側、そしてインバウンド等でのさまざまな群分けができると思えますけれども、来シーズンに向けてもPR活動は進めていかなければならないと思いますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 少し時間が押しぎみのような気がしますので、手短にお答えします。

郡上のスキー場全体のお話ですけれども、平成27年度、28年度に、かなり雪が足らなくて落ち込みました。それまでの約6年間というのは150万人ぐらいで推移していましたが、27、28は120万人まで落ち込んでおります。しかし、それでも全国的には健闘しているという評価をもらっております。

そういった流れの中で、先シーズン、29年度は12月の頭から非常に順調な雪に恵まれまして、関係者一同、毎週毎週の数字を大変期待を持って見ておりましたが、途中からちょっと失速したという傾向もございましたけれども、最終的には昨シーズンは128万人ということで、その前のシーズンに比べて1.8%のプラスにとどまっております。これが昨シーズンの数字でございます。

ことしの5月にスキー場の社長さん、CEO会議も開きまして、市長も同席のもとで先シーズンの総括等、そして来シーズンへの話し合いをしましたけれども、やはりスキー場の感触としまして、先シーズンは、雪はあったけれども、やはりお客さんが鈍かったと、その前、2シーズンが雪がなかったので、少しスキー場から離れたという感触を持っていると、そんなこともスキー場の報告でもありましたので、その辺の分析は我々と同じかなというふうな思いもしました。

しかし、先シーズンの総括としては、インバウンド、これにつきましては、平成27・28年度と、市のほうから補助金を出しまして、主にタイのほうへ営業しましたが、その成果があらわれてきていると、そういう御報告もございました。

しっかりと統計が残っている数字で申し上げますと、27年度はインバウンド全体、730人でございました。それが28年度は960人でしたが、それが先シーズンの29年度は6,700人と、急増をしております。これは、その前、2年間のPR等の効果が出たというふうに我々も分析をしております。そ

して、この6,700人のうちの約半分の3,000人弱の方は、タイからのお客さんでありました。

ですので、来シーズンへの布石としましては、作戦としては、やはりインバウンドは強力に伸ばしていく必要があると。特に、今の現時点での東南アジアのお客さんというのは、スキー場へ来ても、レンタルでスキーですとかウェアを借りて、写真を撮って、それをSNSで発信して終わっていると、それで非常に喜んで帰られるけれども、来シーズンからは実際に滑ってもらおうということで、例えて言うと、30分のスキーレッスンのメニュー、そういったものも今検討中で、来シーズンからはいわゆる本格的なスキーを体験してもらう。そんなことも今含めて、来シーズンに向けて準備しているという報告がございましたので、御回答でございます。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。時間もないので、本当に手短な答弁でございますけれども、もう一つお聞きしたかったのは、小中学生、また高校生、保護者への特別優待券の活用ということがございましたけれども、またこの点につきましては、次回に回させていただきたいというふうに思っております。

そして、もう一つあります、積雪時の吠高原のスポーツ施設の活用についてということですが、せっかくあれだけ整備されて、クラブハウスも完成しておる場所でございます。雪があるので何も使わないで置くというのは大変もったいないことかと思いますが、その点についてのお考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） これにつきましても、この春にクラブハウスができて、格段に魅力が増したというふうに思っております。

ただ、あそこは標高900メートルございまして、御指摘のとおり、2メートルぐらい雪が降るといふ高鷲の地域の中でも一番雪が多いところにありますので、やはり何かイベントをするとなりますと、どうしてもそのグラウンドの利用にしましても、駐車場にしても大量の除雪作業が必要ということが当然ついて回りますので、現時点では冬季の利用は特に予定していないということでございますけれども、ほかの地域的にいきますと、冬のアクティビティーあるいはイベントでいきますと、クロスカントリーコースも、公認コースも最近オープンしました。また、牧歌の里は冬季間も営業しております。そして、高鷲のイベント的には雪まつりでは、雪合戦等、雪を使ったそういうイベント等、アクティビティーもしておりますので、吠については、現時点では予定はないということで御了解をお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 今、雪合戦というようなこともございましたけれども、やはり郡上に一つぐらい常設の雪合戦場があって、そこへいろんな地域から子ども会等が遊びに来るというのも一つの手かなというふうに思っております。それによって、今ある現状のスキー場等が影響を受けるということがあるかもしれませんけれども、その点については、またよくお考えいただいて、そんなこともできるのではないかなということも思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

3点目の、ことしの夏の観光シーズンということでございますが、それぞれ、各、今年の夏の、ここに郡上八幡観光協会の観光動態調査でいろんな観光客の方からの御意見等が出ておりますが、一度、こういうことをまた見ていただいて、よく御検討いただいて、少しでもお客さんに楽しい思い出、過ごしていただけるようなまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

そして、1点、凌霜隊というようなことをここに書いておりますけれども、明治維新、凌霜隊150周年というようなことで、今、ことしがちょうどその年に当たるわけですがけれども、いろんな地域で凌霜隊に関しては取り組みがなされるようなことをお聞きいたしております。

郡上市といいますか、産業振興公社においても、郡上藩凌霜隊の歴史に光を照らすということで、こんなチラシが今できておりまして、これは何かというと、「郡上凌霜隊」というこの本なんですけれども、初版は2015年に高橋先生がお書きになった本でございまして、これは既になくなってしまったので、公社のほうで高橋先生とともに再販をしようということが持ち上っております。これをどうしてやるかということ、寄附、またはインターネットによるクラウドファンディング、今はやりの方法で皆さんからの御協力を得てやっていこうと、そして少しでもこの凌霜隊というものを広めようという思いの中で進められるようございまして、間もなく正式な案内も出ると思いますので、少しでも多くの御協力のほどをここでお願いしておきます。5分を切りますので、次に移らせていただきますが、大変時間がなくて。

2点目のスポーツ振興についてでありますけれども、長良川を拠点とした新競技の普及への応援ということでありますが、先ほど申しました吠高原スポーツ広場のクラブハウスの新築、設置、また美並のまん真ん中広場の全面人工芝生化、そしてもう一つには、長い間、高校生等が要望をいたしておりました郡上八幡総合グラウンドの全面的改修整備でありまして、特にこの総合グラウンドでは、地元の高校生が、郡上高校の生徒の野球部が、これまでと違って本当に良好なコンディションの中で充実した練習が可能となったと、先生や生徒の間では、関係者の間では喜びの声が届いております。大変ありがたい、有意義なことであったというふうに思っておりますが、まだ吠高原については、もう一面、芝生化等があるようございまして。

こうした施設整備によりますスポーツ振興策が推進される中、近年においては新たにカヌーのフリースタイル競技において、この八幡出身の末松佳子選手が世界大会にたびたび出場し、好成績を

おさめられております。現在、この末松選手は長良川を拠点に活動してみえますが、カヌーフリースタイル競技の認知度はまだまだ十分でない、本当に知られていないというようなところでございます。

現在、拠点としている長良川、ちょうど美並町の木尾のドライブインの、道の駅の下のところでもありますけれども、国際大会もここでは可能だというようなことも言われておりますが、今後、この競技に普及に対する支援や、また子どもたちの体験教室、観光への活用についての支援についてはどのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えします。

今お話のありました末松佳子さん、八幡町出身で、カヌーのフリースタイルの選手でございますが、2014年にはスペインで開催されましたワールドカップで金メダルをとられるなど、非常に活躍をしておられまして、最近はカヌーの普及とか、あるいは講演会なども御活躍でございます。

このカヌーフリースタイルというのは少し見なれない競技でございますが、カヌーで旗門をくぐっていくのではなくて、波の立つところ、ウエーブとかホールとか、そういう場所があるんですが、そこにとどまって、そこで2メートルぐらいのカヌーを操って、回転をしたりとか、とどまる時間を競うというフリースタイルの競技ということで、私も先日拝見をしましたが、これは水上のロデオと言われておりまして、非常に迫力のあるダイナミックな競技でございます。

末松さんが活動されているこの長良川については、非常に水位が安定しているとかいうことで、この競技、フリースタイルに適したということで、関係者の方からは高い評価をいただいております。ことしの5月の20日にも、この中部大会が今のコンノウエーブで行われまして、多くの関係者の方が市外、県外からお見えになって、にぎわってございました。

このことにつきましても、市としてはケーブルテレビ等を通じて周知をしたり、また、当日も収録をいたしまして、郡上トピックス等で放映をしておるところでございます。私どもも、市とか教育委員会、それから体育協会等で後援を行いまして、この競技の普及について支援をしておるところでございます。

また、市外からお見えになった方がこの清流に触れていただきまして、郡上ファンになっていただいたり、あるいは知名度アップということで観光の一助になっていけばというふうに考えております。

また、末松さんは市のスポーツアドバイザーとして認定をしておりますので、いろいろな学校やスポーツクラブ等の要請に応じまして派遣をして、カヌー教室を開催するということで、ことしもそういう予定がありますけれども、そういうようなことを通しまして、体験教室あるいは競技の普及について支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。また、その普及等に御支援のほど、よろしくお願いいたしたいと思います。

先ほど少し言い忘れたんですけれども、凌霜隊につきましては、7月28日に慰霊祭も行われます。そして、日本画家の加藤正音という清須市にお住まいだった、今はお亡くなりになっておりますけれども、この方が凌霜隊に関する絵を3枚ほど郡上市へ御寄附いただくというような申し出もございまして、1枚は何か2メートル四角というような本当に大きなもののようにございますが、そんなお話も来ておりますので、またここで一度、市民こそってこの凌霜隊というものをよく学んでみたいということも考えておりますので、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。やや風邪がみでありますので、御理解をいただきたいと思います。

今回は制度について2つの質問をさせていただきます。制度については、私も余りわからなかったので、広辞苑で調べさせていただきました。制度とは社会的に定められている仕組みや決まりということであります。団体など運営していくために定めた仕組み、決まり、持続的で社会的に認められている決まりということであります。また、制度と改革については、多様な人たちが集まる集団では、完璧な制度は難しく、構成者全員の権益を満たすことはできない、このために常に改革が求められておるということであります。今回の質問は、市の制度、国の制度と、それぞれくくりのある中で、現状を把握していただいて、御答弁いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、郡上市社会福祉協議会における課題についてお伺いをいたします。以後は社協と言いますので、よろしくお願いをいたします。

御存じのとおり、社協については、民間の地域福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間の組織であると認識しております。また、社協においては、本来、行政が行うべき事

業を民間団体で指定管理を受け、市民にとっては大変重要かつ必要な事業であると考えております。こうしたことを踏まえ、社協においてはいろいろな課題が出てきているということでもありますので、お伺いをいたします。

まず1点目、社協の運営している施設については、ほとんどが合併以前に旧町村で運営していた施設であります。合併以前は、それぞれの町民・村民の利用のために利便性を図り、建設した経緯があります。その後、市となり、全体から考えると、そこには徐々に格差が出てきたということでもあります。また、施設利用者にとっては、近くに施設があれば利用しやすく、また、知っている人がいれば意思の疎通も図られ、利用しやすい原理が働きます。

この広い郡上市では、旧町村時代に建設された施設を市として考えたとき、人口の少ない地域の施設は必然的に不合理になってきていると考えます。また、運営についても不採算が生じていると考えております。こういった施設について、他の施設同様、福祉サービスとして補填の整合性が図られるべきだと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、お答えさせていただきます。

現在、市が所有しております福祉施設は、児童福祉、障がい福祉、高齢者福祉など、さまざまな分野にわたります。いずれも当時の福祉需要の高まりの中で、必要とされて建設されてきたものでございます。

デイサービスを例に挙げますと、現在、指定管理により社会福祉協議会が運営を行っている施設は9施設、直営では1施設、石徹白にありますデイサービスとなりますが、この1施設があります。これらは介護保険制度の創設前後に、民間によるサービスの提供が見込めないと考えられる地域を中心に整備を行ってきたものであります。人口の少ない地域に立地する施設は、当然、その採算性という点では、非常に不利益、不利ではありますが、市内のどの地域に住んでみえる方であっても、できる限り不自由なくサービスを利用することが大切、とても大事でありまして、不採算であったといたしましても、当面は維持していくことが必要であるとは考えております。

一方、介護サービス事業の民間参入が徐々に進んできている現状でありますとか、道路交通の改善が進んでいる状況もあります。そうした変化を適切に捉えまして、デイサービスの開所日であったりとか、開所の時間の見直しとか、近くに同種類の施設との連携など、効率化に向けて、できることは随時行っていく必要があるとは認識しております。

したがいまして、人口の少ない地域に立地します福祉施設につきましては、今後、必要最小限のサービスを確保しつつ、周辺の施設との連携を図りながら、できる限り効率化を図っていく方向で見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいまデイサービスの事業所についてもお話をさせていただきました。9施設あるということであります。けれども、9施設ある中で6つの施設が赤字になっておるということであります。また、障害サービス事業所においても、29年度の決算でありますけれども、4つある中で一つが赤字ということであります。こういったことをよく考えていただいて、今後の状況等の変化も必要でありますけれども、赤字決算では運営、経営が大変であります。中身をよく精査していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、施設の修繕費についてお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたが、施設の老朽化については、合併以前に建設された施設ばかりであります。その中で使用している備品、例えばボイラー、冷温水器、エアコン、特殊浴槽など、備品の更新、修繕があると考えております。特に、特殊浴槽については、利用者にとっては一番楽しみにしているところだと聞いております。そうしたところが、急に使用できなくなると、大変でありますので、早期の対応が必要と考えます。

また、修繕費については、郡上市と社協との案分方式がとられているということではありますが、現在の社協の状況を考えますと、修繕、更新については市の負担で考えられないか、お聞きをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 施設の修繕費の案分のことでございますが、先ほど例に挙げましたデイサービスをちょっと例にお話をしたいと思いますが、指定管理者制度により、9施設を一括で社会福祉協議会が運営しておみえになります。御指摘のとおり、中には建設後20年を経過した施設もありまして、設備の面でも修繕対応がふえているところは、十分承知しているところでございます。市と指定管理者との負担率につきましては、市で定めました統一的な基準がありますが、福祉施設につきましては、それを一部緩和いたしまして、できる限り指定管理者に有利な条件で運用していただいていると考えております。

ちなみに、統一の基準では、修繕費が30万円以下の部分については指定管理者が負担し、30万円を超える部分については、市と指定管理者が負担割合を協議することになっておりますが、福祉施設におきましては、30万円以下の部分は変わりませんが、30万円を超えて60万円までの部分は全て市が負担をいたします。そして、60万円を超える部分ということで、資本的なところの修繕だったとか、高額な特殊浴槽等がそれに該当しますが、その超える部分につきましては双方で協議することになり、案分率を決めております。この双方の協議分につきましても、一定の基準で負担割合を決めておりますが、これまでのこのような高額なかかる実績につきましては、その負担割合の中

で、8割以上を市で負担しているケースが多いのが実情ではございます。

ただ、さまざまな施設、施設数が多いですので、さまざまな設備への修繕対応がふえて、指定管理者の負担がふえていることは十分承知しているところではございます。それで、現時点で直ちにこの維持管理的な修繕費の負担ルールを見直すということではなく、今後、市が計画的に行っていきます資本的修繕におきまして、空調設備、あとは給湯設備を小型のものにかえるなどの対策を講じて、ランニングコストの大幅な節約を実現する中で、採算性の改善を図っていきたいと思っております。

ちなみに、今年度におきましては、美並のデイサービスセンターというのは、あそこは複合的な施設で、当然、設備も大がかりなものとなっております。そういうところで、今年度、予算でお認めいただきましたので、センターの空調であったりとか給湯設備の更新に向けて、専門業者によります設備診断とか調査を行いまして、コスト削減を図るための設備の規模とか方式について検討していきたいと考えております。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。修繕費の案分については、金額にもよりますけれども、8割以上ということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、施設については20年以上もたっておるということでもあります。それと同じように、備品についても、そのように古くなっておるということでもありますので、先ほども申し上げましたけれども、中身を精査していただいて、応分の負担を市のほうでお願いできればと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、社協が受けている指定管理制度についてお伺いをいたします。

本来、地方公共団体である市から行う福祉サービス事業を、社協という民間団体が指定を受けて行っております。市民にとっては大変必要な事業であると考えます。その中で、合併当初、デイサービス事業、障害事業所は、市から社協への委託事業でありました。その後、デイサービス事業については平成21年度より、障害事業所については平成22年度より、指定管理料がなくなったということでもあります。

前段でも申し上げましたが、広い郡上市では、人口の少ない地域の施設は必然的に不採算であります。そうした中、地域福祉、在宅福祉等々、多くの事業を行っております。その中で、先ほども申し上げましたが、在宅福祉、通所介護事業、デイサービス関係9事業所のうち、6事業所が29年度収支決算において赤字であります。また、障害サービス事業所がありますが、先ほども申し上げましたが、1事業所が赤字であります。

指定管理制度によりますと、管理受託者は、委託契約に基づき具体的な管理の事務や業務を執行することができますが、管理の権限と責任は、引き続き設置者である地方公共団体が有するものであり、施設の許可など、処分に該当する業務は委託できないと明記してあります。

こういったことを鑑み、社協においては指定管理を行っている施設数を需要に応じた適正数、つまり現状の数が適当と考えておられるか、また、事業所の統廃合についてどう考えておられるか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。

市民にとって大変大切なこのデイサービス施設等を初めとして、郡上の社会福祉協議会に指定管理者として、今、日常の運営をお任せしておるわけでございますけども、大変、日々御尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

そういう中で、ただいま指摘ございましたように、これらの施設はあくまでも郡上市が設置する公の施設ということであります。したがって、この施設の根本の運営方針、どのように配置していくかとかですね、というようなことは当然市に責任があるというふうに思っております。そういうことでありますので、ただいま提起されましたようないろんな課題は、市としてもいいですか、市が責任を持って方向を定めていかなければならないものというふうに思っております。

先ほど来お話がございましたように、このデイサービスにつきましても、部長が申し上げましたように、現在、指定管理制度のもとでお願いをしております施設は9施設あるわけでありまして、この全体として、それぞれ立地条件あるいはサービスのカバーしているエリア等に含まれる利用者の数等が違いますので、年間を通じての収支といいますか、それはいろいろと全体的に、黒字のところもあれば、赤字のところもあると、こういうことで、しかし全体として見れば、何とか御努力をいただいて収支が合うように黒字を出していただいていたと、それが27年度、28年度までの実態であるというふうに承知をいたしております。

しかし、先ほどお話がありましたように、29年度は全体を通して赤字になると、こういうことでございました。こういうものの背景の中には、先ほど来お話がございました、年間を通じて非常に細々とした修繕費、特に指定管理者において負担をしておいていただいております修繕費がかさんできているというようなこともあったり、あるいは、それぞれの利用地域における利用者の数の減少、あるいは、最近では相当程度、民間の同様のサービスをしていただいている施設があるわけですので、そうしたところを利用される方もふえてきたというような、さまざまな原因があるというふうに思っております。

そういうことでありますので、近年のやはりそうした実態を、御指摘のように、よく精査して、社協とも話し合って、今後の方向を定めていかなければいけないというふうに思っております。特

に、施設そのもののあり方は、9施設と申し上げましたが、できるだけこうした施設は利用者にとって身近なところにあることが望ましいというふうには思います。しかし、非常に利用者が少なくなって、その施設を維持していくこと自身が非常に重荷になってきているというふうなところもございいます。

一例を言いますと、同じ旧八幡町地内で八幡のデイと小那比のデイサービスセンターと、こういうところについては、したがって開設日を調整させていただいて、全て開設をしていただくということではなくて、一定の休みのときには美並のほうへ行させていただくとか、そういうことをしていただきました。

今後、特に白鳥町地域においても複数の施設がございまして、あるいは場合によったら、白鳥の幾つかあるものの中に、他の地域と利用圏域を同じに考えてもいいものもあるかもしれないというふうなことがございます。

そういうことでありますので、私たちが設置者としての責任において、社協のほうで日々運用しておっていただきますので、日常管理をしていただきます皆様が感じておられるいろんな利用の実態であるとか、そういうものをよくお聞きしながら、方向を定めていきたいというふうに思っています。

今、このデイサービス等に限らず、郡上市が持っている公の施設としての公共施設の全体的な将来のいわば適正配置計画というふうなものも検討中でありまして、そうしたものの一環としても、適切な方向を出してまいりたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。社協が行っておる在宅福祉事業についても、8部門ある中で5部門が赤字ということであります。ただいま市長より前向きな御答弁をいただきました。まさに社協との連携をとりながら協議していく、これが早期にできる、そういったことが私は大切なことだと思っております。先ほども申し上げましたけれども、施設等については順番に古くなっていく、備品等もそうであります。そういったことを加味しながら、お互いに前向きに考えていただくよう、よろしくお願いをいたします。

指定管理制度については、本当に必要かつ重要な制度だと私は思っております。今後、よく内容を精査していただき、社協と郡上市がスムーズに話し合いをし、御協議していただくことをよろしく願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2番目は、成年後見制度についてでございます。

なかなか成年後見制度といっても難しいことでもあります。なぜかという、やはり法律に従う制度であります。郡上市においては、NPO法人生活支援ネット・ぐじょう、また各種関係者等々で

一生懸命このことについてやっておられます。私自身も、この制度については多くの問題があり、奥が深いと申しますか、人の一生、人の人生にかかわることでもあり、また大変難しい問題もあります。この制度にかかわって一生懸命お骨折りをしていただいております皆様方に心から御礼を申し上げます。この制度にかかわって一生懸命お骨折りをしていただいております皆様方に心から御礼を申し上げます。

この制度は、日本全国、高齢化の進む中、2025年問題、また障がい者の方々等々、いろいろな問題が出てきております。生まれ育った地域で自分らしく、そして明るく楽しく生活できる、本来ならば、こういった制度にお世話にならない人生が一番ではありますけれども、避けては通れない場合があります。この成年後見制度は、介護保険制度と同時に施行されたということでもあります。だけれどもが年をとっていく中、高齢者はもちろん、障がい者の方々にも判断能力が不自由な場合、財産管理、介護保険などの契約、また施設入所の判断等々、困難になるという場合がいろいろめぐってくることは確かであります。こういったとき、この制度が必要と聞いています。

ここで1点目、お聞きをいたします。この制度の役割と、現在どういった方々が行っているのかをお伺いいたします。

また、今回の質問において、私を含め市民の方々にも周知していただく意味において、わかりやすく、かつ懇切丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） ただいまの御質問につきまして、できるだけわかりやすく説明させていただきますように努めたいと思います。

まず、成年後見制度はどのような制度であるかということについて御説明させていただきたいと思います。

この制度は、認知症の方や、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方は、預貯金や不動産などの財産を管理したり、介護サービスの利用であったり、施設の入所のために契約を結ぶ必要があっても、御自身でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が不十分な方を保護し支援するのが成年後見制度というものでございます。

この成年後見制度は、大きく分けると2つになります。一つは法定後見制度というものと、もう一つは任意後見制度という2つになります。

最初の法定後見制度といいますのは、既に判断能力が低下している場合に利用するもので、御本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つに区分されます。一方、任意後見制度は、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、だれにどのような援助をしてもらうかを事前に契約によって決めておくものであります。

法定後見制度を利用するためには、後見開始の申し立てを家庭裁判所にて行います。申し立ては、

御本人のほか配偶者や4親等以内の親族などが行うことができますが、身寄りがない方の場合は、市町村長が御本人等にかわって申し立てを行うことができます。家庭裁判所は、その申し立てに基づきまして後見人を選任いたします。後見人は、本人の親族以外に、弁護士であるとか司法書士などの専門職や、社会福祉協議会などの法人が選ばれることがあります。

次に、成年後見制度の利用状況ですが、平成29年12月末の利用者数は全国で約21万人あり、このうちの法定後見が98.8%を占めております。郡上市の状況ですが、平成30年1月末で50人の方が法定後見制度を利用してみえます。内訳は、後見が37人、保佐が9人、補助が4人となっています。また、どのような方が後見人になってみえるかということですが、50人の方の後見人の内訳は、親族が38人、弁護士が9人、司法書士9人、社会福祉士3人、税理士3人となっています。ただ、この内訳を合計しますと、60人になりますが、お一人の方の後見をする場合に、財産管理だけは例えば司法書士さん、あとの契約等は身内の方というようなことで、お二人の後見がつかれる場合がありますので、人数的には50人の方に対して60人の後見人となっております。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま御答弁をいただきました。本当に成年後見制度というのは中身が難しいと申しますか、まだまだ一般の皆さんに知られていない、そういったこともあろうかと思っております。そういった意味において、新聞によりますと、55.4%の方が利用するつもりがないというようなことが載っておりました。これは、ただいま部長から御答弁いただきましたように、手続の難しさとか、費用の負担、また受け手となる後見人の選任等々があるのではないかと思っております。そういったことに対して、今後、市民の皆さんへの対応をよろしくお願いいたします。

次の2番目の質問でありますけれども、ただいま部長のほうから、判断能力が不十分な方々へのことについて質問しておりましたけれども、最終的には市町村長が申し立てができるということでもありますし、また、2番の身元保証人不在の高齢者や、まま障がい者にとっての施設への入所については、ただいま御答弁をいただきましたし、後見人の、どんな方ができるかというようなことも、司法書士とか弁護士とか御答弁をいただきましたので、最後に4番の質問をさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、郡上市にはNPO生活支援ネット・ぐじょうの皆様を初め、また社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護支援、相談支援等々の相談員の方々を初め、多くの関係者と対応を図っていかなければ、課題解決は厳しいと考えております。やはり、総称しますと、先ほども申し上げましたが、制度が複雑なため、本人、家族が理解できない、また複雑な申請手順があることから、窓口申請書を提出に至らないケースもあるということであ

ります。また、特に人権にかかわることであり、そのためにも家庭裁判所があるのだと思います。

国のくくりのある中で、郡上市の市長として今後こういった方々への援助が必要だと考えますが、成年後見制度に対する市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今後の対応というようなことでありますけれども、まず必要だと思っておりますのは、この制度をやはり多くの方に知ってもらう、理解してもらうということだろうと思います。

私たち、自分はそうならないと思っていても、いつなるかもわかりませんし、これはそういうことのため、自分自身のためにもそうですし、それぞれ家族を抱えて困っておられる方もいらっしゃるわけでありまして、そういうことでありますので、こういう制度があるんだということと、それから、じゃ、こういう制度を活用したいんだけど、どうしたらいいのかということ、相談を受けるといいますかね、そういうことが必要だと思いますので、私ども市としましても、いろんな広報の手段を使って、こうした制度があるということについて広報いたしたいと思ひますし、具体的な市民の皆さんからの相談につきましては、地域包括支援センターであるとか、あるいはまた、それぞれの振興事務所といったようなところが窓口となる。また、社会福祉協議会の無料法律相談なんかに、そうした問題を持ち込んでいただければというふうに思っております。

また、先ほど来お話がございます生活支援ネット・ぐじょう、こうしたところも、今、一生懸命そうしたことの制度の普及に御尽力いただいておりますので、そうしたところに相談に乗っていただいて、そして適切に活用していただけるようにというふうに思っております。

ちなみに、昨年度、市の地域包括支援センターがお受けをいたしました相談は、新規で12件、相談件数があつたんですが、具体的に成年後見の申し立てに至つたものがそのうち4件あつたというように、一定の成果は上げているものというふうに思っております。

今後とも制度の周知ということと、実際にそうしたことをしたいんだけどという方に対するいろんな御相談に乗っていくと、いろんな関係機関が協力をしながら乗っていくということが非常に大切だというふうに思っております。広報等についても、特に、またこうしたことをよく理解しておっていただいて相談にも乗っていただくということのためには、民生委員さんだとか、それからシニアクラブとか、こういったところにもよくこうした制度を理解してもらいたいというふうに思っております。

それから、課題の2つ目としては、先ほど来、出ておりますように、やはりこうした制度を実際にこの地域で動かしていくためには、保佐人であるとか、後見人であるとかといった、こうした役割の引き受け手というものが必要でございます。専門職の弁護士さんであるとか、司法書士さんであるとか、そうした方々もいらっしゃいますけれども、そのほか親族等で適切なケースもあるわけ

であります、やはりこうしたものに対する解決の手段としては、一定の社会福祉協議会であるとか、その他のこうしたことを目的とした法人によって、そうした業務をしっかり担っていただけるということが必要だというふうに思っておりまして、現在、生活支援ネット・ぐじょうが中心になっていただきまして、市内の弁護士さんや司法書士さんや、そしてまた社会福祉協議会、市の福祉担当者等が集まって、そうしたことをどう対応していこうかというような相談もしておっているというふうに思っておりますので、そうした担い手という意味でのまた御相談も、今後積極的に進めていっていただきたいというふうに思っているところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。成年後見制度については、本当に奥が深いと申しますか、そういったことを悩んでみえる方がたくさんいる、けれども、この制度はわからない、そういったジレンマと申しますか、そういったこともあろうかと思えますけれども、市として、そういった一生懸命やっておられる方々とも連携をとりながら、市民の幸せのために一生懸命御努力いただくことをよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。再開は14時35分とします。

(午後 2時21分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩と解き、会議を再開いたします。

(午後 2時33分)

◇ 田代はつ江君

○議長（兼山悌孝君） 8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 午後からの3番目ということで、半分眠いとそういう思いがしておりますけれども、あと少しですので、どうかよろしくお願いいたしますと思います。

今回は3点の質問を用意しております。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に新婚新生活支援についてということで質問をさせていただきます。

少子化や若い世代の人口流出に歯どめをかけようと工夫を凝らして、結婚や新婚生活などを応援する自治体がふえています。政府は2018年度予算案でこうした自治体を後押しするため、地域少子

化対策重点推進交付金を倍増し、活用を呼びかけています。

最初に結婚を希望する人が行政に実施してほしい取り組みとして、内閣府の調査をまとめたものを紹介したいと思います。なお、この回答者は20代から30代の未婚及び結婚3年位内の男女からのものだそうです。取り組んでほしいものを多かった順に示しますが、このことについて7点ほど用意をしておりますので、これは既に取り組んでいただいていることもあると思いますので、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

まず多い順番としまして、最初に安定した雇用機会の提供。

2番目に夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実。

そして、3番目に結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援。

それから、4番目に結婚した者が有利となるような税制や社会保障。

そして、4番目は長時間労働の是正など自由な時間の確保。

そして、次にこれはもう郡上市でもやっただいておりますけれども、出会いの場の提供、そして、最後に結婚に関する悩み相談。これなどが上げられていました。

郡上市においても、先ほども言いましたように、既に幾つかの事業に取り組んでみえると思いますが、ここで、この今言いました項目ごとに簡潔でいいと思いますので、どんな取り組みをしているかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、商工担当に立場からは、1番の安定した雇用機会の提供と、そして次の長時間労働の是正、これについてお答えを申し上げます。

まず、安定した雇用機会の提供ということでは、既存の企業の支援ですとか、あるいは企業誘致によって、まず働く場所を確保する。こういった活動を普段からしております。

また、郡上市雇用対策協議会では、ハローワーク岐阜八幡と連携して、市内高校の新規卒業者、あるいは一旦は市外へ出た、いわゆるUターン就職の予備軍の方などに、市内の企業の情報提供を行っております。

また、ホームページに教員会員企業の求人情報を掲載するように、ただいま、現在準備を進めております。

続いて、長時間労働の是正でありますけれども、男女共同参画推進条例、あるいは男女共同参画プランなどにに基づき、産休や育休の取得の促進、あるいは良好なワーク・ライフ・バランスの実現を市から企業に呼びかけていくこと。あるいは、労働基準監督署と連携しまして、岐阜はつつ職場づくり宣言事業所、これ現在、市内に5社ございますけれども、こういった事業所をふやして、長時間労働の是正や職員用生活と家庭生活などを両立する取り組みを進めるということを進めてま

います。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、私のほうから残りの5つの項目につきまして、御答弁を申し述べたいと思います。

夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実ということで、一つの事業所としまして市役所の取り組みに御説明をさせていただきますが、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、職員の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、子育て支援ハンドブックを作成し、職員全員に周知をしております。

これは出産・子育てに際しまして、母性保護にかかる規制や妊産婦検診等の女性職員が取得できる休暇制度、また配偶者出産休暇などの男性職員が取得できる休暇制度、あるいは育児休業や介護休業など、男性、女性両方とも取得できる休暇制度というようなことで各種休暇制度をわかりやすく説明をしまして、制度の活用の促進や制度を活用しやすい職場環境づくりに役立てることにより、仕事と家庭の両立、支援に努めているところでございます。

なお、市職員同士が結婚した場合におきましても、一方に退職を求めることはなくて、こういったことをお互いに仕事がしやすくなるような職場環境づくりに努めているということでもあります。

それから3番目の結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援ということで、現在、市では郡上に戻って来られる方や移住者などを対象としました3世代同居支援住宅補助金や空き家等活用改修費補助金、居住者通勤補助金、郡上市産材住宅建設等奨励金など、さまざまな移住支援、移住対策、住宅支援等を行っているところでございます。

これらは、結婚新生活に特化したものではございませんが、結婚を機に郡上へ戻って来られる場合などにも、有効に活用いただけるものと思っております。

また、市が管理しております住宅につきましては、市営住宅と市有住宅がございますが、市営住宅については、住宅に困窮する低所得者を対象とし、福祉的な住宅セーフティネットとしての位置づけもございますので、所得制限等がございますけれども、市有住宅につきましても、大半は市営住宅と同等の入居条件ではありますけれども、一部についてはU I J ターン促進のための入居条件の緩和でありますとか、該当者の優先入居という措置を講じている住宅もございますので、U I J ターンの方には限られますが、住宅の空き家状況や諸条件に合致する場合につきましては、新居を見つけるまでの短期間であっても入居は可能としているところでございます。

それから、次の4番目の結婚したほうが有利となるような税制や社会保障ということで、税制面では一般的な制度ではございますけれども、配偶者の所得が低い場合には、所得税や個人住民税における配偶者控除であるとか、配偶者特別控除の制度がございます。

しかし、近年は夫婦ともフルタイムで働かれることが多いものですから、これらの控除の対象とならない場合も多くなっているのではないかと思います。また、社会保障については、結婚後に子どもを設けられた後の支援制度となりますけれども、児童手当等の国、県の事業のほか、頑張る子育て応援手当や保育料の6割軽減等、市単独の事業も行っております。

市といたしましては、結婚において一層負担が大きくなる子育てについて、誰もが安心して子どもを生み、育てることのできる環境整備に努めているところでございます。

それから、6番目の出会いの場の提供でございますが、市では産業プラザ2階に入居いたしましたマリアーージュ郡上を中心に市内の団体などと連携を図りながら、さまざまな婚活イベントを実施しているところでございます。

また、県が中心となりまして、県内自治体が連携し広域的結婚支援ネットワークを構築しておりまして、スマートフォンなどでお見合い相手を探せるお見合いサポートも行っておりますし、昨年度からは結婚相談員等、婚活を希望する方々のパイプ役として市民の皆さんに婚活応援団として御登録をいただき、活動を開始したところであります。

このほか、結婚を支援するための婚活支援職員も配置をしておりまして、相談者のサポートや婚活イベントの企画運営等に携わらせていただいております。

それから最後に結婚に関する悩み相談でございますが、このマリアーージュ郡上に6名の結婚相談員が在職しておりまして、原則として毎週水曜日、土曜日の午後1時から4時までの間、当番制によりまして結婚相談業務をしていただいております。相談はマッチングの依頼や県のシステム登録、婚活イベントの紹介、申込みのほか婚活に対する不安や悩みの相談なども受けていただいております。

以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。そしたら、今、答弁いただきました中で、ちょっと一つだけお聞きしたいことがあります。

結婚相談員さんの御努力の結果もあって、婚活が大変盛んに今行われておりまして、カップルが誕生するのをよく耳にします。こういうのは、出会いというのは、本当に御縁の問題で、なかなかいろいろな準備ができたやつで結婚しますということになるんで、突然に息が合って、結婚しますと、そういうふうになる場合もあります。中でちょっと聞いた話ですけれども、結婚は決まった。だけど住むところがないと、そういうことで近々安い土地があれば、本当に猫の額ほど買って、そこにちょっとした家を建ててあれをするのが高い家賃を払うよりもいいかもしれないけども、当座住むところがないと。そういうふうに悩んでみえる方がありました。

この6月号の郡上の広報紙を見ましたら、たくさんありましたので、そこへ電話してみたらと言って電話しましたら、これは先ほども言われましたように、所得の関係で全部入れないと、そういうふうにありました。どこもだめだった。

吉田第二住宅が一律1万6,900円で一律、あとは全部所得制限が書いてあるんですけども、こは一律とありました。じゃあ、ここへ電話してみたらと言って電話したら、これは移住者用ってそういうふうに言われました。

郡上市はいろいろな面において、移住者には優しいけれども、今現在住んでいる若い市民に対して、もう少し移住者と同じように優しくしてほしいと、そういう言葉をよく耳にしましたので、ぜひとも、この結婚が決まった住むところがない、差し当たって住むところがないので、今から5年、10年と住むのではないけれども、例えば、1年、2年はこの結婚が決まったカップルに優先的に入れてあげますよという、そういう制度もあつてはないのではないかということを思いましたので、これをお願いしたいと思います。

それから次ですけども、同じくこの新生活のことですけども、群馬県では新婚カップルを経済的に支援する群馬結婚応援パスポート事業など、先駆的な取り組みをしてみえます。例えば、婚礼では衣装代の割引、演出5万円分や、ウエディングケーキのプレゼント、不動産では成約で家電がプレゼント、リフォーム費や仲介手数料の割引、金融では、住宅ローンの金利優遇、買い物では10%割引、粗品プレゼントなど地域の活性化に貢献できればと思って協賛していると、そういうふうにお店が言ってみえます。

対象は新婚夫婦や婚姻届を出す前の婚約中のカップルでどちらかが県内に在住か、通勤、通学していることが条件だそうです。県内の市町村に婚姻届を提出するか、県に宣誓書を提出すれば無料でパスポートが交付されるそうです。有効期限は婚姻届の提出日から1年で婚約中の場合は、婚姻届の提出後を含め、最長2年間有効となるそうです。

神戸市も市内で新婚生活を始める夫婦の住居費や引っ越し費用などを補助する神戸市結婚新生活支援事業を開始しています。参考までに他の自治体の例を上げてみましたが、今、郡上市として独自のこういう新婚、結婚新生活のものに対する支援事業ということがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えさせていただきます。

先ほどの市内の若い方の一時的な居住の件でございますが、先ほども申し上げましたが、今の制度としては、U I J ターン促進のための入居制度というふうになってございますので、御提案のことも含めまして、そういったことが可能であるかどうか、これから研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから2点目の独自の支援事業の件でございますが、先ほど申し上げましたが、現在本市では出会いの場づくり、結婚に至るまでの婚活に対する支援事業としてマリアージュ郡上を中心に行っているところでございます。

結婚生活に対する本市独自の支援事業としましては、出産後の子育て支援として、先ほど申し上げましたが、頑張り子育て応援事業や高校生までの医療費助成などがございますが、結婚新生活そのものを応援する制度として捉えることはできないかもしれません。

神戸市が行っておられます結婚新生活支援事業につきましては、兵庫県が先ほど申された国の地域少子化対策重点推進交付金を財源に実施しております新生活支援事業補助金を受けての実施されているものでございまして、一定の要件のもと、結婚新生活に伴う新居の住宅費や引っ越し費用として、最大30万円を補助するという制度であります。

同様の制度は岐阜県でも行っておりまして、県内で参画している自治体は6自治体ございます。県にお聞きしますと、県内におけるこの結婚新生活支援事業の課題といたしましては、近年結婚されても最初は共働きが多くて、夫婦二人の合計年収に換算しますと、490万円から550万円程度となる所得制限がございますので、それに引っかかって補助金を受けられないというようなことが多くて、当初の計画に対して思うように申請実績が伸びていないというような状況で、そこが課題となっているということでした。

また、この事業を実施している近隣自治体によりますと、経済的理由で結婚に踏み出せない人を対象にこの結婚に向けた経費を支援するという事業ではあるんですけども、この補助制度が結婚の動機となるということが少ないということで、結婚される際にこの補助金の条件に合ったので補助を受けるというような場合が多いということでありました。

こうした県内の状況も参考にしながら、目的に沿った事業効果が期待できるのかという点や既存の婚活支援や空き家等活用改修補助金、三世帯同居支援住宅補助金等、住宅支援制度などとの関係性も踏まえまして、御提案いただいた2つの事例を含めた支援事業の必要性について、今後検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君議員。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

それでは次に移りたいと思いますけども、ちょっと2番と3番を順番を入れかえて質問をさせていただきます。

まず、映画、テレビ、ドラマ、CMの撮影の支援ということで、これを先に質問させていただきます。

静岡県富士市に映画やテレビドラマ等のロケを誘致しているNPO法人フィルムコミッション富

士は、きめ細かなサポート体制が制作会社から評価され、2008年の設立以来、ロケ誘致が500本を突破したそうです。郡上市においては、年間通じて多くのロケがあちこちで行われていますし、郡上市の場合は誘致というよりも、向こうのほうから選んでこちらに来ていただいているって、そういうふうなことが多いと思いますが、郡上市が舞台となった近年の主だったロケはどれほどあるのでしょうか。

また、それは大きく分けるとドラマ、ニュース、特別番組、CMなどに分けられると思いますが、どのような番組が多いか教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えします。

ロケ誘致についての取り組みは、観光課の事業として進めております。それで、平成29年度の郡上市フィルムコミッションの撮影実績は、昨年度18件でございました。

分野別では、情報バラエティーと言われる、いわゆる情報番組が10件です。特別番組が2件でありました。あとニュースが2件、コマーシャルが2件、そして歌謡曲のいわゆるバックグラウンドというロケですね。ＢＧＶのロケが1件、そしてドラマが1件でありました。これはNHKの「半分、青い」であります。

以上が29年度の実績です。

（8 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8 番（田代はつ江君） 「半分、青い」は、今や「半分、青い」がブームになっておりますので、私もちょっとそのことにも触れたいと思います。

ロケ地になると、観光誘客だけでなく、撮影期間に滞在する出演者やスタッフの宿泊、また食事などによる経済的効果がもたらされます。ＦＣ富士は制作会社の希望に合ったロケ地を紹介し、撮影が完了するまでロケ地との仲介役となり、下見や撮影の日程、調整、同行支援などスムーズに撮影するためのサポートを行っているとなりました。

ロケ誘致は大きな経済効果があり、ロケ地めぐりなどの観光にもつながり、さらなる地域の活性化にも有効であると思います。市としては、現在、ロケ誘致に向けどのような支援をしてみえるのでしょうか。ちなみに、今、話題となっております「半分、青い」のこれは五平餅なんですけれども、ことしのゴールデンウィークです。これは恵那の五平餅を映画の中ではＰＲをされたのですが、遠くから見える観光客にとっては、恵那も郡上市もみんな岐阜県の中で感覚としては同じなんです。

それで、ゴールデンウィークでは、あちこちのお店で「五平餅は売っていませんか」、「五平餅はありませんか」って物すごく聞かれましたって。それで、まさかそんなことを思って、どこもそ

れを用意していませんでしたし、以前、五平餅を焼いているお店があったんですけれども、今、そこは閉められておりますので、「五平餅はありませんけど、みたらし団子ならありますよ」と言いますと、みたらし団子の方に悪いんですけど、それは時期としてですけど、みたらし団子じゃないんです。五平餅がほしいんですって言って、お客さんはすごく探されたそうです。最後には、真空パックに入った五平餅とたれのあれが若干置いてあるところがあったんですけど、それも完売だったそうです。

私もそんな話を聞いていたんだったら、女性の会とタックルをして、本当にたくさん売れたかったななんて、あとから思ったんですけど、そんなようなことでロケをされるということは、経済効果がすごく大きいということを思いましたので、郡上市がロケに向けて、どういう誘致をしてみえるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） ロケ誘致の活動は、郡上フィルムコミッションとこういうホームページを立ち上げまして、現在、撮影スポットの紹介をしております。

そして、議員が言われました富士市と同じように、郡上市においてもエキストラの登録をしております。内容は、いわゆるエキストラ要望があった場合には出演交渉を既に了解をもらっておりまして、現在の登録者は33人であります。男性が11人、女性が22人、そして最年少は9歳、最年長は82歳というそういうメンバーで33人登録をしております。

そして、そのほかの支援としまして、取材先の取材等の依頼があれば、当然ですけれども、ロケ地の紹介ですとか、宿泊のあっせん、あるいは食事、お弁当の手配なども行いますし、実際の撮影にあたりましては、エキストラの手配、あるいはロケ場所の交渉確保、そして交通安全対策などを細かく手配して、ロケが円滑に進むように協力しております。

また、昨年から大手ドラマ、あるいは映画のロケ雑誌の関係者によります会議がありまして、これに当方から出かけて行って、情報提供したりネットワークづくりにも努めております。

以上です。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。こういうことが活発になると、郡上市は宣伝費なしで物すごく内外に宣伝をされると思いますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

それでは、先ほどの2番目の質問を用意しました。地域おこし協力隊について質問をしたいと思っています。

地域振興に貢献したいというそういう地域おこし協力隊員の気持ちにどう答えるかという、そういう質問なんですけれども、主に都市部の住民が過疎地域に一定期間移り住んで活動する地域おこ

し協力隊2017年度の参加者は役5,000人に上り、受け入れ自治体は1,000近くに達したそうです。制度がスタートした2009年度の参加者は89人、受け入れ自治体は31だっただけに、その急増ぶりには目を見張るものがあります。

政府が地方創生を打ち出した2014年度あたりから、増加傾向に拍車がかかったと言われております。隊員の約7割は20代と30代が占め、未来を担う若者が人口減少や高齢化に直面する地方に目を向け、力になろうとする姿はとても頼もしく見えます。ことしはこの制度が発足してから、10年の節目を迎えます。最初にお聞きします。

この10年間に於いて、郡上市が受け入れた隊員について、地域、仕事、住まい、そして隊員の方などのような希望を持って郡上市においでになったかということをお教えください。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、地域おこし協力隊の着任地域、そして仕事、住まい、どのような希望を持って着任されたかということについてお答えをしたいというふうに思います。

地域おこし協力隊の制度につきましては、既に御存じのこととは思いますが、人口減少とか高齢化に悩む地方において、都市部からの人材を積極的に受け入れて、さまざまな地域協力活動を行ってまいりながら、その地域への定住、定着を図るという総務省の制度になります。

郡上市では、この制度のほかにも明宝と和良で、過疎債のソフト事業を活用して同様の制度、地域おこし実績隊派遣事業として行っております。郡上市でこの制度を始めたのは、平成23年度からでことしで8年目になります。本年度におきましては、現在、9人が地域おこし協力隊員として活動しております。

この9人を含めて、これまでの8年間で郡上市では、29人の隊員を受け入れています。29人の内訳は八幡地域が6人、大和地域が1人、白鳥地域が7人、明宝地域が11人、和良地域が4人となっています。

協力隊員が行う業務内容は、受け入れ団体によって異なっているため、多種多様となりますけれども、現在活動されている隊員は例えば地域特産物を活用した商品開発、販路開拓支援とか、それから地域資源を活用したツーリズム商品の開発、また地域の情報発信等を行っています。

また、キャンプ場の管理運営とか、農産物やジビエの販売戦略支援とか空き家の活用、それから小水力発電の可能性調査等に従事している隊員もいます。住まいについては、基本的には民間アパートや空き家を賃貸をしています。白鳥町、石徹白地区や、八幡町西和良地区などにおきましては、平成27年8月に制定をしました郡上市教職員住宅管理規則で入居資格に特例というものを設けて、空き室のまま利用予定のない教職員住宅を地域おこし協力隊員等が賃貸できるように、柔軟に対応しております。

なお、教職員住宅にはこれまで2名の入居実績がございまして、現在も西和良の教職員住宅に

1名が入居をしております。隊員がどのような希望を持って郡上市に移住したかについては、さまざまありますが、多くの隊員が隊員になる前から郡上市を訪れておりまして、豊かな自然環境や歴史文化、そして何よりそこに住む人に惹かれて郡上市にかかわりたくなったということを志望動機として伺うことができます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

地域おこし協力隊の任期は3年とお聞きしております。郡上市に限らず受け入れた自治体が期待するのは、任期を終えても地域に住み続けて貢献してもらうことだと思います。しかし、定住率は6割程度にとどまっているのが現状だそうです。この理由は何なのでしょう。大きな理由として、ちょっと掲げられていたことを上げますと、隊員の意欲と受け入れ側の思惑のミスマッチであると言われています。

自治体が募集する形態は、大きく2つに別れ、隊員が集落に入り込み課題を掘り起こして解決に取り組む地域型と農業支援など具体的な取り組みがあらかじめ決められているミッション型があるそうです。このうち、後者を採用する実態がふえているとお聞きしました。しかし、隊員にとっては、何をするのかイメージしやすい反面、行政の下請け仕事をしているようだ。地域に溶け込みにくいといった落胆を招く要因にもなっているということです。

ここで任期を終えた後の隊員のその後についてお聞きをしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長(置田優一君) それでは、任期を終えました隊員のその後についてお答えをしたいと思います。

郡上市の隊員の募集形態につきましては、地域おこしの支援等を希望する団体の要望を受けて募集をしていますので、ある程度の役目、それから課題、ミッションが明確になっています。

ただ、ミッション型と言いましても隊員みずからが集落に密接にかかわったり、それから深く溶け込んで活動しておりますので、決して行政の下請けをしているといったような意識はないものというふうに思っています。

任期終了後の隊員につきましては、家族の介護とか、自身の体調不良で郡上を離れた方もみえますけれども、平成29年度までに任期を終えました述べ20人中14人は郡上市に定住をしています。定住率は70%ということで、全国平均の60%を上回っている状況です。

そのうち6人につきましては、シェアハウスの経営とか、ロケ撮影、スタジオ撮影の事業、また森林資源を活用したコンテンツ開発、製造、販売といったことで起業をされています。地域おこし

協力隊は、任期終了後、市内の企業に就職される方もみえますけれども、みずから起業して地域で根ざすということを考えている人も多く見えます。

これまでも6人の隊員が起業をしていることから、こうしたことが何うことができるというふうに思っています。市では、平成27年4月から郡上市地域おこし協力隊起業支援補助金を制度化しまして、地域おこし協力隊員が行う起業に要する経費につきまして、対象経費の10分の10、上限100万円の補助金を助成をしております。これまで起業した6人のうち、5人の方がこの補助金を活用してみえます。また、今年度で任期を終えることになる3人につきましても、引き続き郡上に定着をして、さらに起業する計画も持ってみえます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) もともと郡上を何回も訪れられた方がこの郡上市の隊員として応募をされて、またそこに住む郡上市の人に惹かれてってそういうふうにおっしゃいましたので、こういうふうな60%の全国平均から70%という定住率がすごくいいのだなということを思いますし、また、起業をされる方が多いということは、大変いいことだと思います。

市のほうの支援も大変いい支援がありますので、それを利用して起業をされる方がどんどんふえていかれて、離れられる人が少なくなるいいと思いました。

最後のお聞きすることは、今、大体お聞きしたと重複するかもしれませんが、先ほど述べましたような行政の下請けになっているとか、そんなあれば郡上市にみえる隊員の中には1人もないと、そういうふうに思いますけれども。任期後の定住促進のためにも、就職先をはじめ隊員のさまざまないろいろ相談、先ほども言いましたように就職先が一番ですけれども、住むところとか、いろいろなことに相談に応じるそういう体制も、今お聞きした中に含まれておりますけれども、再度もう1回お言葉で言っていただきたいと思いますけれども、そういう体制をもっと強化するべきだと思いますけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長(置田優一君) それでは任期後の定住促進のためのさまざまな市の相談体制ございますので、そのことについてお答えをします。

地域おこし協力隊との総合的な窓口につきましては、市長公室の政策推進課で行っています。そのほか、隊員との細かなコミュニケーションにつきましては、八幡地域は政策推進課で行っていますし、その他の地域につきましては、各振興事務所の振興課担当となって行っています。隊員の受け入れ団体におきましても、隊員の任期終了後の進路につきましては、積極的に支援をしている状況にあります。

また、郡上市の交流移住の相談窓口であります一般社団法人郡上ふるさと定住機構と、あと市の担当者、それから協力隊員とが常にコミュニケーションを重ねておりますので、具体的な就業情報とか、あと住まいの情報等も共有できるといったような体制、環境は整えております。郡上市で継続して活動してもらうためには、やはり隊員が孤立しないということが重要だと思っています。

そして、あと郡上市に定住してもらうためには、人と人とのつながりというものも大切な要素になってくるといふふうに思っています。こうしたことから、市内各地で活動する隊員とそれから市の担当者を一同に集めた意見交換会を毎年開催をしております、各隊員の悩みや不安の払拭に努めているところでございます。この意見交換は、ことしは既に6月6日に開催をしました。新しく隊員になられた方3名も、この意見交換会に参加をしてくださいます、隊員の方からは、よい機会になったというふうに感想をもらっています。協力隊員の受け入れ現場では、隊員の方の思いと、受け入れ団体の思いが必ずしもうまく噛み合うとは限らない場合もあります。

協力隊員のこれからのライフデザインとか、それから活動に対する悩みなどを支援する研修会、これ県主催で開催されていますし、今、申しあげました市が開催する隊員同士の意見交換会もあります。こうした機会を通じまして、任期終了後も引き続き、郡上で暮らしてもらい、それから自立できるようなさまざまな形で隊員の取り組みを支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。きめ細かな相談の体制ができているということで、大変いいことだと思いました。ちょっと一つだけ聞き忘れたことがあるんですけども、この隊員の方で残られる方で家族を持ってみえる方、1人だけでなく、単身じゃなくて家族もともに持ってみえる方っていうのはあるんでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長(置田優一君) 家族でという方もいらっしゃいますし、結婚されて世帯を持たれた方もいらっしゃいます。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) そういう方は住まいにはお困りにならない。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長(置田優一君) 住まいにつきましては、大半が受け入れ団体のほうでお世話をされている。そういうパターンが多いかと思っています。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○８番（田代はつ江君） いろいろと大変親切に御答弁いただきましてありがとうございます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 本日の日程は全て終了しました。

これで散会いたします。

（午後 ３時１０分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員